

令和3年度

宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書



イメージキャラクター
『ふくちゃん』

宗像市子どもの権利救済委員
むなかた子どもの権利相談室
「ハッピークローバー」

も く じ

はじめに（巻頭言） 宗像市子どもの権利代表救済委員 藤田 裕子

1 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室

- (1) 子どもの権利救済委員・権利相談室 1
- (2) 組織 1
- (3) 子どもの権利救済・回復のしくみ 3

2 子どもの権利救済・回復活動の概況

- (1) 相談活動の概況 4
- (2) 救済申立て・発意件数 12
- (3) 令和3年度の相談傾向 13

3 はぴくろのお手紙相談、オンライン相談、出張相談会

- (1) コロナ禍における相談活動 14
- (2) はぴくろのお手紙相談 14
- (3) 子ども専用オンライン相談 16
- (4) 出張相談会（コロナ禍で休止中） 16

4 子どもの権利救済・回復活動の実際

- (1) 相談対応・調整活動の事例 17
- (2) 救済申立て・発意 23
- (3) 救済委員会議報告（一部抜粋） 24

5 広報・啓発活動

- (1) 活動概要 25
- (2) リーフレット・カードの配布 26
- (3) 「はぴくろ通信」の発行 27
- (4) 体罰防止のための活動 29
- (5) 小・中学校での啓発活動 29
- (6) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート 30
- (7) 「むなかた子ども大学」でのグループワーク 30
- (8) 子どもの権利に関する図書館展示 30
- (9) インスタグラムによる広報・啓発 31

6 令和3年度の総括と令和4年度に向けて

- (1) 令和3年度の総括 32
- (2) 令和4年度に向けて 34

7 子どもの権利救済委員からのメッセージ

- ・ 救済委員 栄留 里美 36
- ・ 救済委員 河内 祥子 37
- ・ 相談員 中川 誠也 38
- ・ 相談員 石川 美喜 39
- ・ 相談員 井上 麻衣 40

参考資料

- ・ 令和2年度むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート結果 41
- ・ 宗像市子ども基本条例と子ども施策 46
- ・ 宗像市子ども基本条例 50
- ・ 宗像市子ども基本条例施行規則 59
- ・ 令和3年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿 68

巻頭言

— 「ハッピークローバー」 10年目を迎えるにあたって —

宗像市子どもの権利代表救済委員
藤田 裕子

おなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、2013(平成25)年4月にスタートし、令和3年度で9年が経過しました。

令和3年度は、当初より関わっていた代表救済委員の退任や相談員の交代などメンバーの入れ替わりがありました。前任者たちが築き上げたものを受け継ぎつつも、新メンバーで話し合いながら、次のような新たな取り組みを行いました。

まずは、公式Instagramの開設です。子どもたちにハッピークローバーを身近に感じてもらい、気軽に相談してもらえるようにしたいという思いのもと開設しました。ハッピークローバーへの相談方法や活動を紹介したり、子どもの権利にまつわるなぞなぞやクイズを配信したりしています。

また、試験的にですがオンライン相談を行いました。これは、宗像市の中学2年生のみなさんにアンケートを実施した結果、「オンライン相談をしてほしい!」という意見が寄せられたことによるものです。問題点を改善して、本格運用を開始することになっています。

宗像市の子どものみなさん、「宗像市子ども基本条例」や「ハッピークローバー」の主役は、みなさんです。ハッピークローバーでは、どんな悩みでも、みなさんにとって何が一番良いことなのかを一緒に考えます。秘密は守りますから、一人で悩まずに、ぜひお話を聞かせてくれると嬉しいです。そして、こんなハッピークローバーだったらいいな、こういう方法だったら話しやすいな、などの意見があったらどんどん教えてください。

ハッピークローバーは、令和4年度には10年目を迎えます。コロナ禍により、人との接触を避けることが求められる状況が続きますが、環境の変化に対応しながら、子どもの権利救済機関として、今の子どもたちのためにできることを考え、実践していきます。引き続きご協力をよろしくお願い申し上げます。

1 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室

(1) 子どもの権利救済委員・権利相談室

宗像市子ども基本条例は、宗像の子ども一人ひとりに保障される権利の内容を明らかにし、市民に子どもの権利を守ることを求めています。

それを確実なものとするために、子どもの権利が侵害されたときに、子どもや関係者がそれを相談し、必要に応じて子どもの権利を回復するための機関として、子どもの権利救済委員制度と子どもの権利相談室（「ハッピークローバー」）を設けています。

子どもに関する公的な相談機関には様々なものがありますが、子どもの権利救済委員とハッピークローバーは、子どもの味方として、専ら子どもの最善の利益を目的に活動するために、他の機関と独立した第三者機関であることに特徴があります。

(2) 組織

① 宗像市子どもの権利救済委員とは（条例第 21 条、第 22 条）

ア 設置目的

子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため。

イ 主な対象

18 歳未満の宗像市在住の子ども

ウ 体制（令和 4 年 3 月 31 日現在）

子どもの権利救済委員 3 人

藤田 裕子（ふじた ゆうこ）	弁護士（福岡県弁護士会）
栄留 里美（えいどめ さとみ）	社会福祉士（大分大学 専任講師）
河内 祥子（かわち しょうこ）	教育関係者（福岡教育大学 教授）

身分	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定される市の附属機関に属します。活動において迅速性、専門性を発揮する必要があるため、独任制としています。
任期	任期は 2 年で 3 人以内を市長が選任します。再任の制限はありません。
勤務	月 2 回の定例会議を開催し、子どもの権利侵害事例が発生した場合は、随時活動します。
職務 (条例 第 22 条)	(1) 子どもの権利の侵害について、子どもとその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。 (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。 (4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。 (5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

② むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」とは

ア 相談体制

子どもの権利相談員を3人配置し、子どもの権利救済委員と連携しながら、子どもの権利のために活動しています（臨床心理士、社会福祉士、教員免許所持者から採用）。

イ 主な対象

18歳未満の宗像市在住の子ども

ウ 子どもの権利相談員について（条例施行規則第6条）

職務	(1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 (2) 子どもの権利救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。 (3) 子どもの権利の普及に関すること。 (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。
----	--

エ 相談業務の開設及び設置場所

(ア) 開設 平成25年4月1日

(イ) 設置場所 宗像市役所西館1階 子ども支援課子ども相談支援センター内

(ウ) 電話番号 0940-36-9094

子ども専用フリーダイヤル 0120-^{クローバー}968-^{よつばかな?}487

オ 相談日及び時間

(ア) 相談日 毎週月曜～金曜日（土・日・祝日と年末年始はお休みです）

(イ) 相談時間 午前10時00分～午後6時30分

カ 相談方法

電話・面接・手紙・FAX・子ども専用オンライン相談

キ 愛称とイメージキャラクター

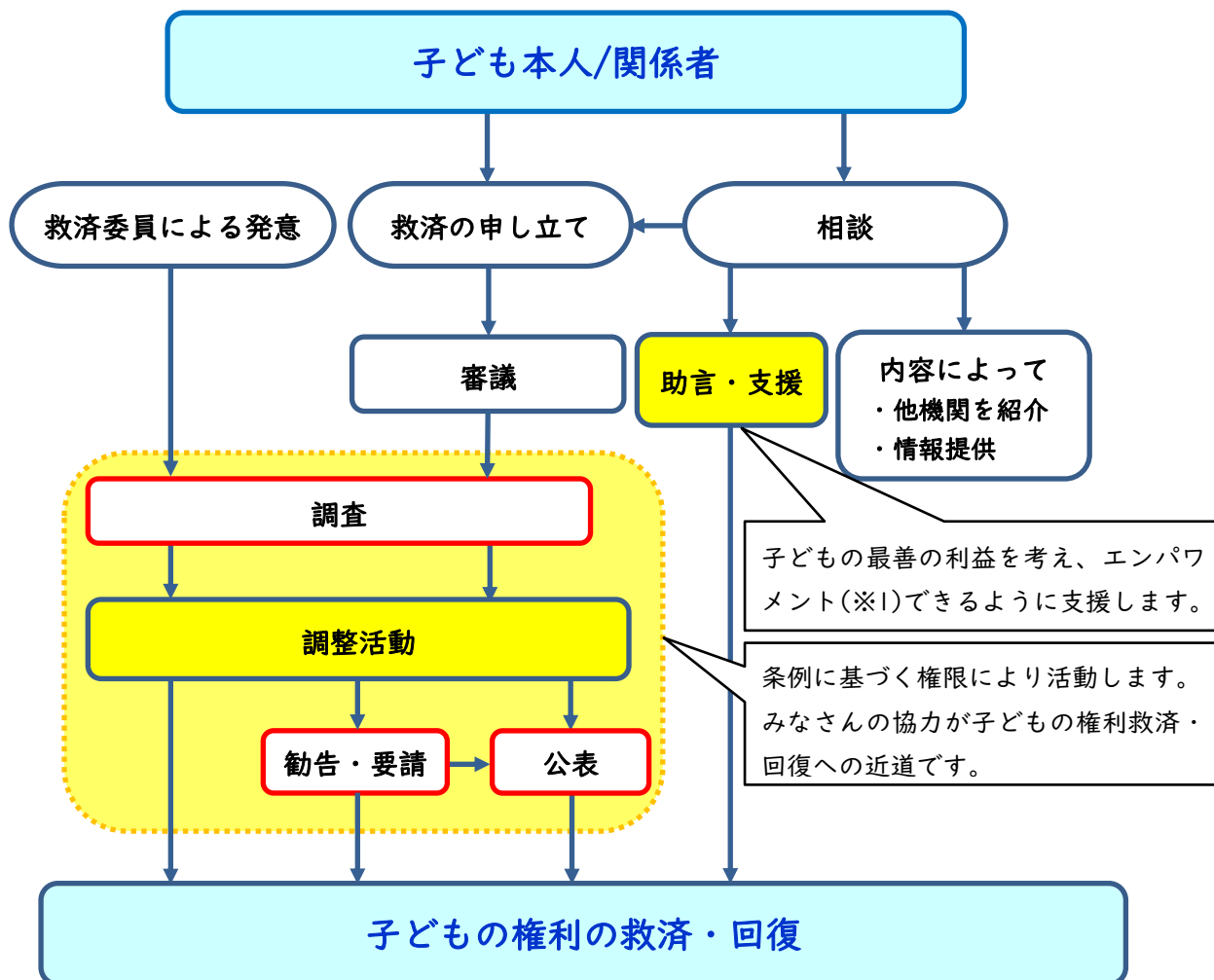
平成25年に、市内の子どもたちに相談室の愛称を募集し、子どもたちの投票によって子どもの権利相談室に「ハッピークローバー」という愛称がつけました。

平成27年には、市内の子どもたちにイメージキャラクターを募集し、子どもたちの投票によって、表紙にも載っている『ふくちゃん』が採用されることに決定しました。



イメージキャラクター
『ふくちゃん』

(3) 子どもの権利救済・回復のしくみ



※1 エンパワメント：個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくための社会的技術や能力を獲得すること。

- ① 審議
救済の申し立てが、調査・調整活動が必要な事案であるかを判断します。
- ② 調査
客観的な事実関係を把握するために行います。条例第2条で規定するものすべてに対して調査を行うことができます。この調査は、子どもの権利救済委員が指示することにより、子どもの権利相談員が行うことができます。
- ③ 調整活動
問題の解決のために、関係者間の関係の調整を図る活動です。
- ④ 勧告
実際に発生している子どもの権利の侵害に対して、適切な措置を講ずるよう求める場合に行います。
- ⑤ 要請
実際に発生している子どもの権利の侵害の原因が制度やルールにある場合、必要な改善や見直しを行うように促す場合に行います。
- ⑥ 公表
救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等の報告の内容を公表することができます。

2 子どもの権利救済・回復活動の概況

<はぴくろの相談方法>

子どもの権利相談室「ハッピークローバー」では、相談方法として電話相談、面接相談、手紙相談、FAX相談の4つを開設しています。電話相談では、子ども専用フリーダイヤルを設置しています。

平成27年度からは、学校で相談会を開催する『出張相談会』も実施していましたが、コロナ禍において、実施がむずかしい状況が続き、新たな相談方法を実施・検討しています。

- [はぴくろのお手紙相談] 市内小・中学校内に相談ポストを配置し、子どもたちからの相談を受けとめるものです。令和2年度から実施しています。
- [オンライン相談] 設立当初より FAX 相談が寄せられていないことや、子どもたちが使用しやすいツールを鑑み、FAX 相談をオンライン相談へ変更することを検討しています。令和3年度には、対象と期間を限定し、オンライン相談を試行しました。

※ 『はぴくろのお手紙相談』『オンライン相談』『出張相談会』の詳細については pp.14-16 を参照

<相談活動概況の統計>

本年度内に、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が受けた相談を項目に分けて分析したものです。分析結果の順序は以下の通りです。

[相談活動の概況]
① 年間相談対応件数
② 相談者の内訳
③ 相談者・相談対象の子どもの学年 [実件数]
④ 相談内容 (全体・子ども本人の相談)
⑤ 年代別にみた子どもからの相談内容 [延べ件数]
⑥ 1ケース当たりの継続回数 [実件数]
⑦ 相談方法別にみた相談件数 (令和元年度との比較)
⑧ 月別相談件数
⑨ 曜日別相談件数
⑩ 時間帯別相談件数
[救済申立て・発意]
⑪ 申立て・発意件数

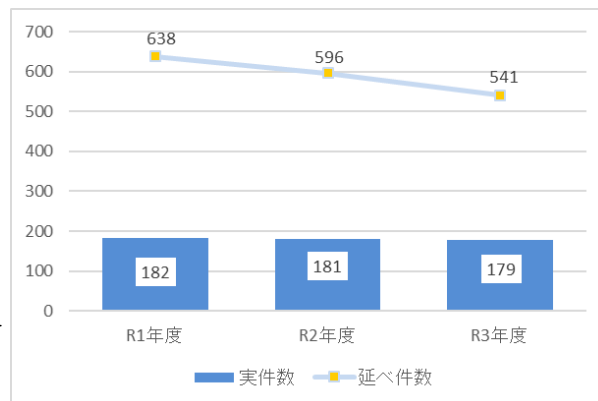
(1) 相談活動の概況

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に寄せられた相談は下記のとおりです。

① 年間相談対応件数

年間に受けた相談の実件数は179件、延べ件数は541件でした。令和2年度と比較すると、実件数は2件減り、延べ件数は55件の減少がみられました。

	R1年度	R2年度	R3年度
実件数	182	181	179
延べ件数	638	596	541



※ 実件数

新規相談件数+継続相談件数

※ 新規相談件数

初めての相談の件数

※ 継続相談件数

前年度以前に相談があった人から、今年度になって再度相談があった初回の件数（例：R2年度に相談があった子から、R3年度になって3回相談があったときは、継続相談件数1件、延べ件数3件）。

※ 延べ件数

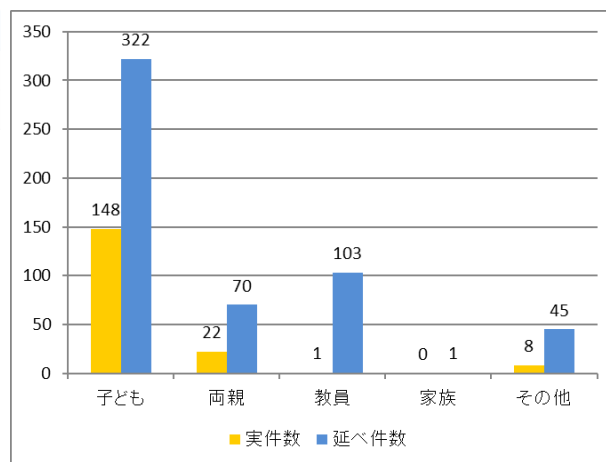
総相談対応件数。「相談を受けた件数」と「相談に関して連絡・調整対応を行った件数」。(例：1人の子から5回の相談を受けた場合は、実件数1件・延べ件数5件)

② 相談者の内訳

実件数について、8割以上が子ども本人からの相談でした。延べ件数については、連携をはかった件数も含まれており、「子ども本人」「教員」「両親」「その他」「家族」の順で多くなっていました。

「その他」というのは、関係機関との相談・連携した件数が主で、地域の方からの相談等も含んでいます。

	子ども	両親	教員	家族	その他	合計
実件数	148	22	1	0	8	179
延べ件数	322	70	103	1	45	541



※ 家族

兄弟や祖父母など、両親以外の親族からの相談を指します。

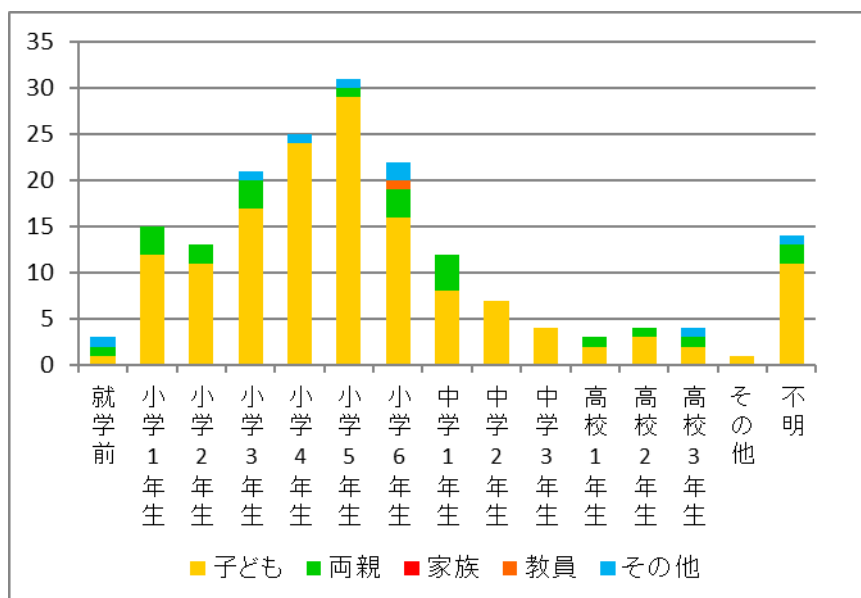
※ その他

それ以外の関係者や関係機関からの相談を指します。

③ 相談者・相談対象の子どもの学年 [実件数]

子どもからの相談は、小学生からの相談が多く、特に小学5年生からの相談が多くなっていました。両親からは、幅広い年齢のお子さんに関する相談がありました。

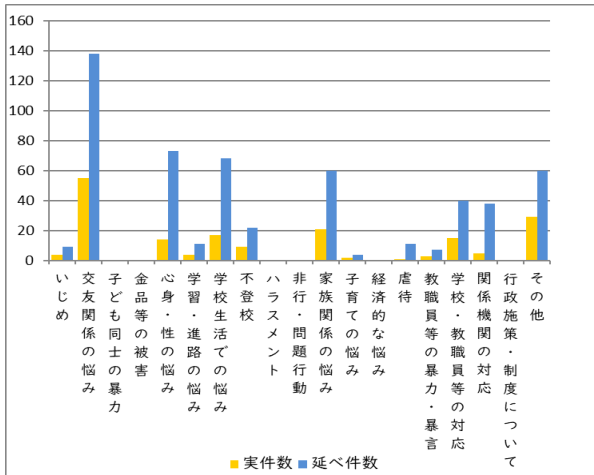
「教員」「その他」の実件数は、ハッピークローバーとの相談希望が、教員やその他（他機関や地域の方など）に寄せられた際、話を受けた方から「〇〇でこまっている子が、ハッピークローバーへの相談を希望している」等と相談をつないでもらったケースが主となっています。



	就学前	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	その他	不明	計
子ども	1	12	11	17	24	29	16	8	7	4	2	3	2	1	11	148
両親	1	3	2	3	0	1	3	4	0	0	1	1	1	0	2	22
教員	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
家族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1	8
合計	3	15	13	21	25	31	22	12	7	4	3	4	4	1	14	179

④ 相談内容（全体・子ども本人の相談）

<全体の相談内容>



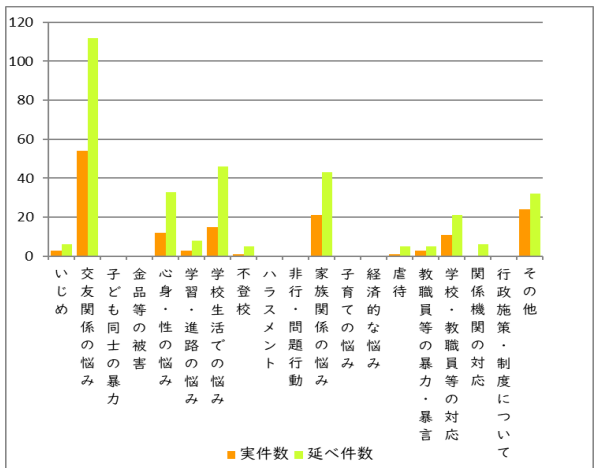
全体の相談対応件数（実件数 179 件、延べ件数 541 件）の内訳です。

延べ件数でみた相談内容は「交友関係の悩み（138 件 25.5%）」「心身・性の悩み（73 件 13.5%）」「学校生活での悩み（68 件 12.6%）」の順で多くなっていました。

※ 「その他」の内容としては、雑談や簡単な報告に加え、大人からの子どもとは直接関係のない相談等が含まれます。

	いじめ	交友関係	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路の悩み	学校生活	不登校	ハラスメント	非行問題行動
実件数	4 2.2%	55 30.7%	—	—	14 7.8%	4 2.2%	17 9.5%	9 5.0%	—	—
延べ件数	9 1.7%	138 25.5%	—	—	73 13.5%	11 2.0%	68 12.6%	22 4.1%	—	—
	家族関係	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策制度について	その他	合計
実件数	21 11.7%	2 1.1%	—	1 0.6%	3 1.7%	15 8.4%	5 2.8%	—	29 16.2%	179
延べ件数	60 11.1%	4 0.7%	—	11 2.0%	7 1.3%	40 7.4%	38 7.0%	—	60 11.1%	541

<子ども本人の相談内容>



子ども本人からの相談件数（実件数 148 件、延べ件数 322 件）の内訳です。

延べ件数で見ると「交友関係の悩み（112 件 27.2%）」「学校生活での悩み（46 件 11.2%）」「家族関係の悩み（43 件 10.4%）」の順で多くなっていました。

「心身・性の悩み（43 件 10.4%）」等、内面に関する相談、「学校生活の悩み（33 件 8.0%）」等、日常生活に関する相談も多くなっていました。

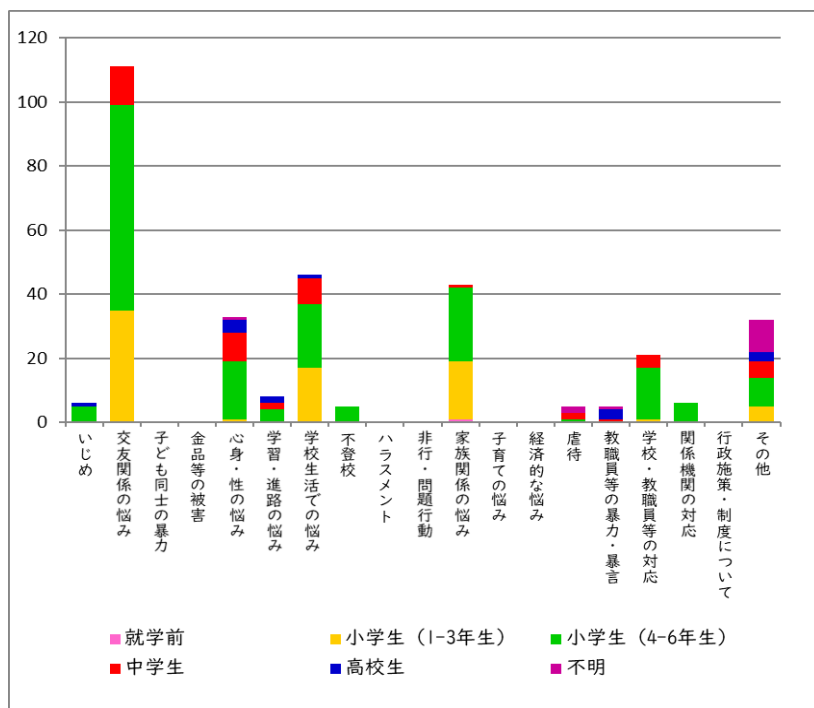
	いじめ	交友関係	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路の悩み	学校生活	不登校	ハラスメント	非行問題行動
実件数	3 2.0%	54 36.5%	—	—	12 8.1%	3 2.0%	15 10.1%	1 0.7%	—	—
延べ件数	6 1.9%	112 34.8%	—	—	33 10.2%	8 2.5%	46 14.3%	5 1.6%	—	—
	家族関係	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策制度について	その他	合計
実件数	21 14.2%	—	—	1 0.7%	3 2.0%	11 7.4%	—	—	24 16.2%	148
延べ件数	43 13.4%	—	—	5 1.6%	5 1.6%	21 6.5%	6 1.9%	—	32 9.9%	322

⑤ 年代別にみた子どもの相談内容〔延べ件数〕

子ども本人からの相談延べ件数は 322 件でした。年代別にみると、小学生の相談が多く寄せられており、小学 1-3 年生と小学 4-6 年生に分けてみると、1-3 年生では「交友関係の悩み」、「家族関係の悩み」と続き、4-6 年生では「交友関係の悩み」「学校・教職員等の対応」と続いていました。

※ 年齢の「その他」は、18 歳以上になっても相談が継続している場合等を指します。

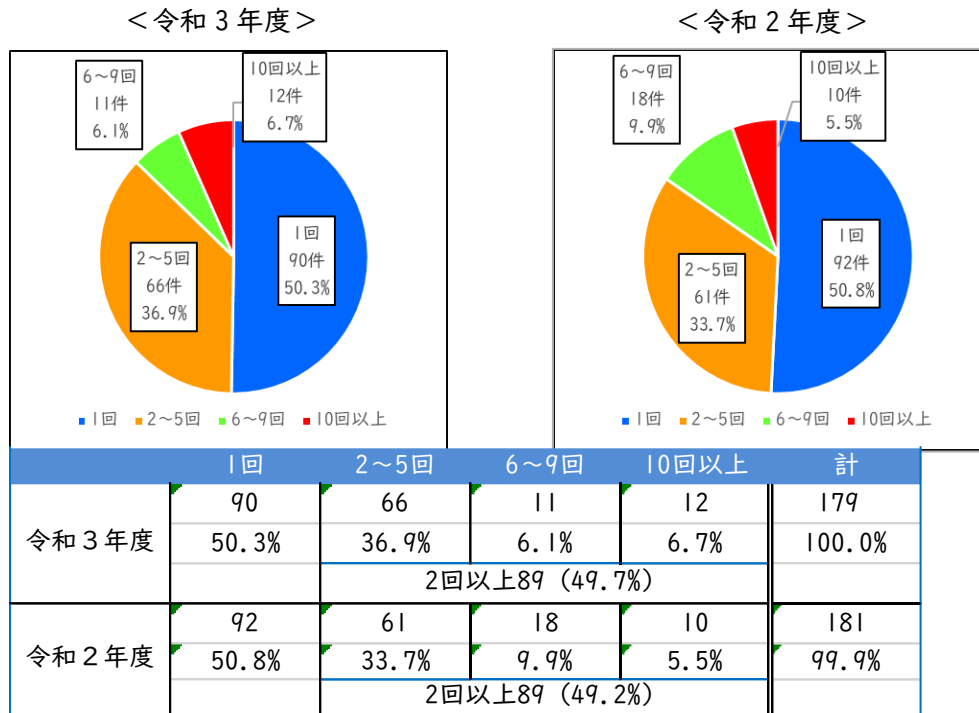
※ 年齢の「不明」は、電話相談で年齢の確認がとれていない相談等を指します。



	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み	(3) 子ども同士の暴力	(4) 金品等の被害	(5) 心身・性の悩み	(6) 学習・進路の悩み	(7) 学校生活での悩み	(8) 不登校	(9) ハラスメント	(10) 非行・問題行動	(11) 家族関係の悩み	(12) 子育ての悩み	(13) 経済的な悩み	(14) 虐待	(15) 教職員等の暴力・暴言	(16) 学校・教職員等の対応	(17) 関係機関の対応	(18) 行政施策・制度について	(19) その他	計
就学前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小学生 (1-3年生)	0	35	0	0	1	0	17	0	0	0	18	0	0	0	0	1	0	0	5	77
小学生 (4-6年生)	5	64	0	0	18	4	20	5	0	0	23	0	0	1	0	16	6	0	9	171
中学生	0	12	0	0	9	2	8	0	0	0	1	0	0	2	1	4	0	0	5	44
高校生	1	0	0	0	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	14
その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
不明	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	10	14
計	6	112	0	0	33	8	46	5	0	0	43	0	0	5	5	21	6	0	32	322

⑥ 1ケース当たりの継続回数 [実件数]

令和3年度の継続回数は、1回が90件(50.3%)、2回以上が89件(49.7%)でした。令和2年度と比較すると「2回以上の継続回数」が微増し、「6~9回」「10回以上」の割合が減少していました。



⑦ 相談方法別にみた相談件数 (令和2年度との比較)

延べ件数で見ると「はぴくろのお手紙相談での手紙相談」が一番多くなっていました。

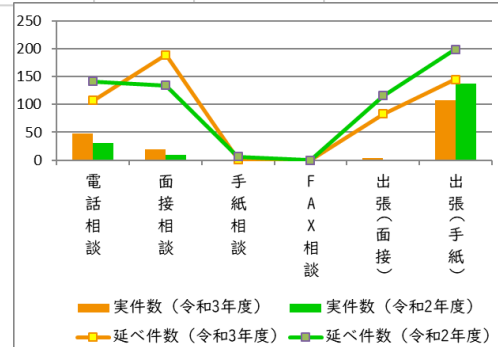
※ はぴくろのお手紙相談の面接実件数4件は、お手紙用紙に会って話したい意向だけを書いてくれた子へ話を聞きに行き、初回が面接となった件数を表しています。

	電話相談	面接相談				手紙相談	FAX相談	その他	はぴくろのお手紙相談		合計
		来所	自宅訪問	学校訪問	その他				手紙	面接	
実件数	48	16	0	3	1	0	0	0	107	4	179
延べ件数	107	73	0	113	19	1	0	0	145	83	541

<令和2年度との比較>

令和2年度では、電話相談が大きく減少し、「出張(手紙)・はぴくろのお手紙相談」が大きく増加していました。

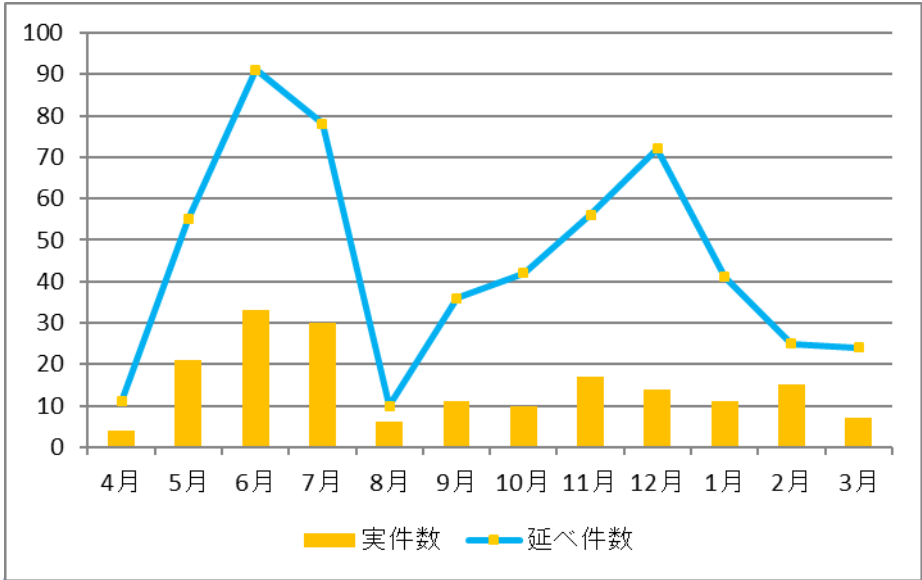
※ 令和2年度は出張相談会が実施できなかったため、「出張(面接)」「出張(手紙)」の数値は「はぴくろのお手紙相談」の数値となります。



	電話相談	面接相談	手紙相談	FAX相談	出張(手紙)	出張(面接)	合計
実件数 (令和3年度)	48	20	0	0	107	4	179
実件数 (令和2年度)	31	10	2	0	138	0	181
延べ件数 (令和3年度)	107	205	1	0	145	83	541
延べ件数 (令和2年度)	141	134	6	0	199	116	596

⑧ 月別相談件数

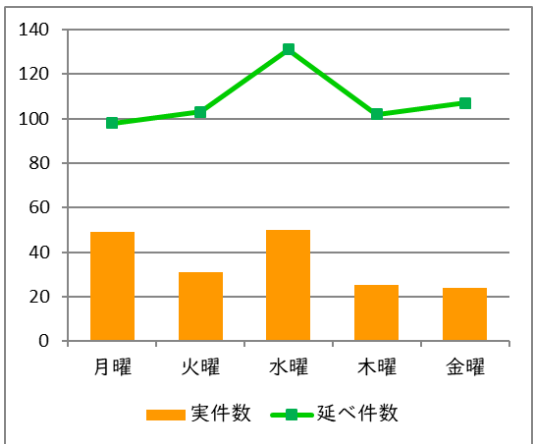
実件数を月別にみると、6月が一番多くなっていました。延べ件数の傾向として、新しい学年がスタートする4月に減少し、5・6月にかけて増加、その後長期休み期間の8月に減少し、休み明けの9～12月にかけて増加していく傾向がありました。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実件数	4	21	33	30	6	11	10	17	14	11	15	7	179
延べ件数	11	55	91	78	10	36	42	56	72	41	25	24	541

⑨ 曜日別相談件数

相談件数を曜日別にみると、実件数では月・水曜日に相談が多くなっていました。



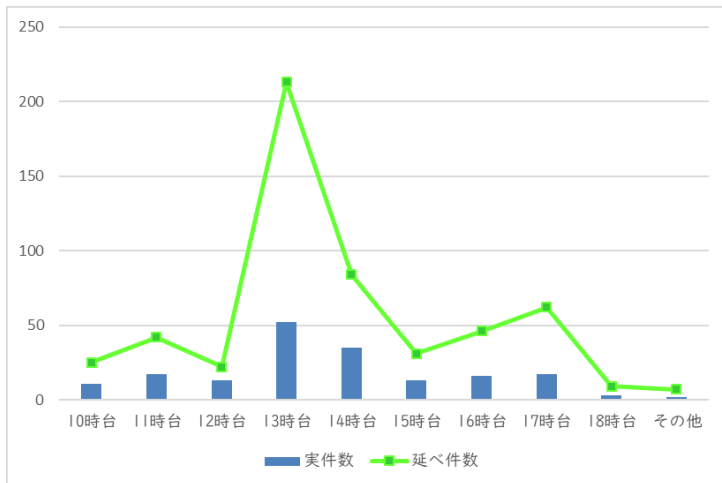
	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	計
実件数	49	31	50	25	24	179
延べ件数	98	103	131	102	107	541

⑩ 時間帯別相談件数

相談対応件数を時間帯別にみると、実件数・延べ件数共に 13 時台の相談が多くなっていました。これは「はぴくろのお手紙相談」における活動（お手紙相談の回収、お手紙からの面接相談）を、学校の昼休みがある 13 時台に実施することが多かったためだと思われます。

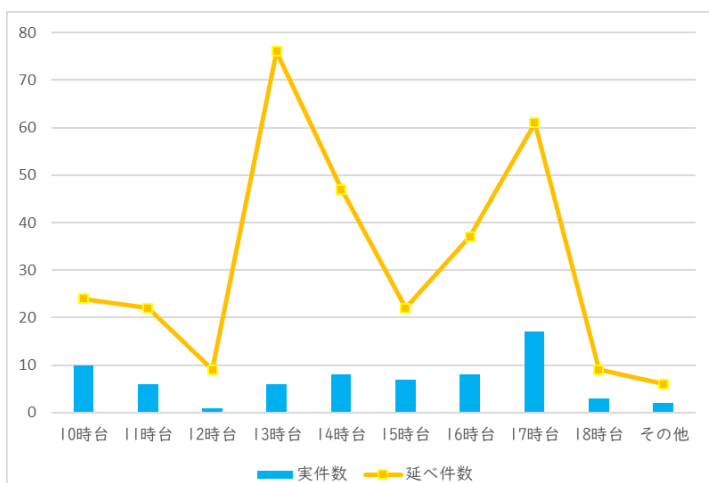
「はぴくろのお手紙相談」における相談対応件数を除くと、13・14 時と 16・17 時が多くなっていました。13・14 時については、学校での訪問面接や学校への協力依頼をこの時間に行うことが多かったためだと思われます。16・17 時については、子どもたちからの電話等での相談が、学校が終わってからの時間に寄せられるためだと思われます。

<全体相談対応件数>



	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	その他	計
実件数	11	17	13	52	35	13	16	17	3	2	179
延べ件数	25	42	22	213	84	31	46	62	9	7	541

<「はぴくろのお手紙相談」を除いた相談件数（実件数 68 件・延べ件数 313 件）>



	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	その他	計
実件数	10	6	1	6	8	7	8	17	3	2	68
延べ件数	24	22	9	76	47	22	37	61	9	6	313

(2) 救済申立て・発意件数

① 申立て・発意件数

令和3年度の救済申立て案件は1件、発意案件は1件（令和元年度から継続）でした。

※ 令和3年度実施分の調査案件の概要については、p.23を参照してください。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申立て案件	1	1	1
発意案件	1	2	1

(3) 令和3年度の相談傾向

ア 全体的な相談の傾向

令和3年度の相談件数は、実件数179件、延べ件数541件であり、令和2年度と比較すると、実件数が2件、延べ件数が55件減少していました。

初回相談者は8割以上が子ども本人からの相談であり、例年通り“子どもの相談窓口”としての在り方は、継続できているように思われます。また、令和2年度と比較すると、多くの両親から子どもに関する相談が寄せられていました（実件数：令和3年22件、令和2年11件）。

相談者・相談対象者は、小学5年生が多くなっており、相談内容としては「交友関係」「心身について」「学校生活」に関する悩みが多くなっていました。

令和2年度と比較すると、1ケース当たりの継続回数は「2回以上の継続・対応の割合が微増」「6回以上の割合が減少」、相談方法別件数では「電話相談の実件数が増加」「面接相談が増加し、はぴくろのお手紙相談の減少」がみられました。

月別の相談件数は、6・7月と12月に相談が多くなっており、例年通り長期休みに相談が減少する傾向がありました。曜日別では月曜日と水曜日の相談が多くなっていました。

イ 救済申立て・発意件数

申立て案件は1件でした。発意案件について、令和元年度に発意し、継続している案件が1件でした。

ウ 令和3年度の傾向

コロナ禍における生活様式の急激な変化が求められ、心身の不調に関する相談や深刻な内容が急増した令和元年・2年度と比較すると、コロナ禍における制限に緩和がみられ始めた令和3年度は、相談件数が減少し、相談内容についても、対人関係や学校生活といった日常的な内容の割合が増加するなど、全体的にみれば、子どもたちに落ち着きが戻りつつある印象がありました。

一方、子どもたちからの相談に関して、令和2年度末辺りからみられている、いらいらといった強い気持ちが自他へ向くことで、心配な行動や対人トラブルへとつながっている相談が、令和3年度には年度を通して定期的に寄せられていました。また、令和3年度は保護者からの相談が増加し、本人から直接ではなく間接的に、子どもの元気がなくなっているという情報を聞くことが増えていました。

全体的にみれば、落ち着きが戻りつつあるように見え、部分的にみれば、心配な状況が残っているように見えるという、斑模様のような様相を呈した令和3年度の相談傾向でした。いらいらといった強い気持ちの事例をみると、コロナ禍における急激な変化により、置きざりになってしまった、もしくは我慢せざるを得なかった気持ちが、徐々に目覚めつつあるようにも感じます。今後もしばらくは、コロナ禍での活動となるものと思われるため、社会情勢やそれに伴う子どもたちの心身の状態については注視しながら、相談活動をおこなっていきます。

3 はぴくろのお手紙相談、オンライン相談、出張相談会

(1) コロナ禍における相談活動

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症に影響される生活が続いており、子どもたちの相談を受けとめるため、令和2年度から始めた「はぴくろのお手紙相談」の在り方と共に、新たな相談様式についても検討をしています。

(2) はぴくろのお手紙相談

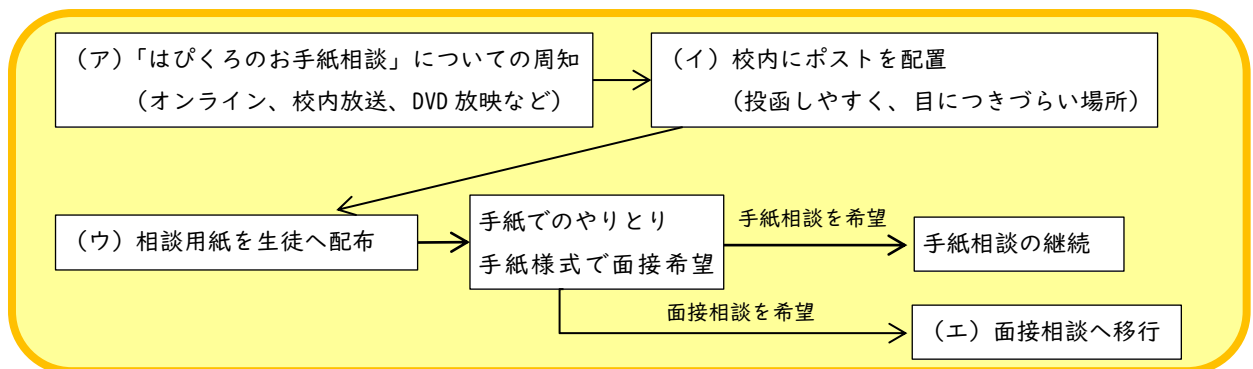
コロナ禍における子どもたちの心身の状態を懸念し、1人でも多くの子どもたちの相談を受けとめるため、令和2年度より「はぴくろのお手紙相談」を継続して実施しています。

① 実施校

<小学校> 赤間西小学校、南郷小学校、河東小学校、日の里東小学校、日の里西小学校、自由ヶ丘南小学校、東郷小学校、吉武小学校、玄海小学校、玄海東小学校、自由ヶ丘小学校、河東西小学校、赤間小学校（離島を除く、全小学校で実施）

<中学校> 自由ヶ丘中学校、玄海中学校、中央中学校

② 実施概要

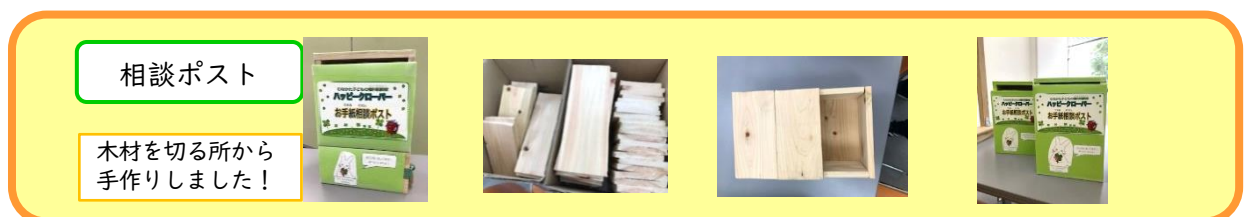


(ア) お手紙相談についての周知

- ・ 全校生徒へ向けた啓発の際に、はぴくろのお手紙相談についても周知をしました。

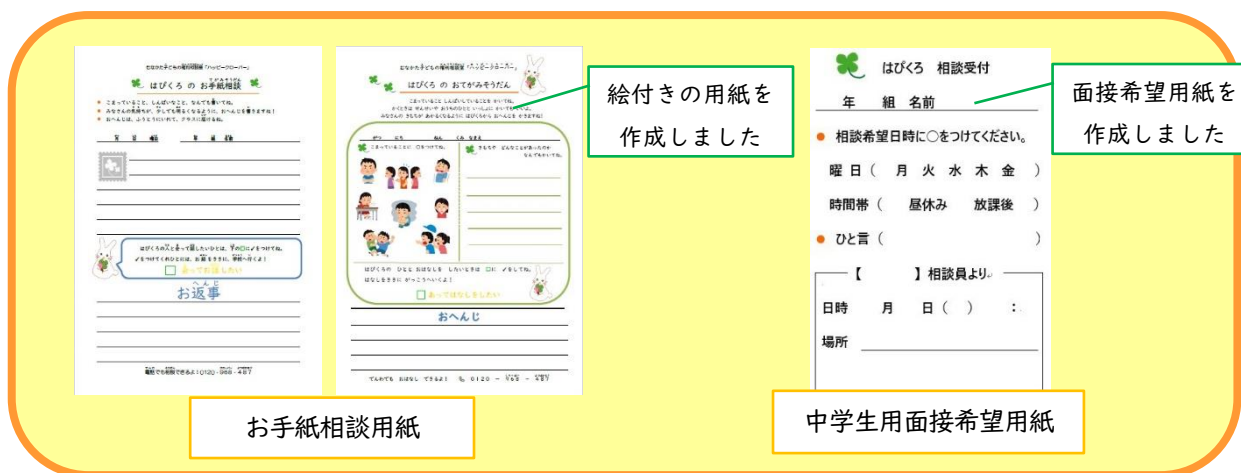
(イ) 校内にポストを配置

- ・ 木材から手作りした「はぴくろのお手紙相談ポスト」を、投函がしやすく、目につきづらい場所を学校と打ち合わせて、配置してもらいました。



(ウ) 相談用紙を生徒へ配布

- ・ お手紙相談の用紙を全生徒へ向けて配布してもらいました。
- ・ 用紙については、より子どもたちが相談しやすくなるよう、いくつか変更を加えています。



(エ) 面接相談へ移行

- ・ 学校と感染予防対策について打ち合わせをしながら、希望があった子に関しては、実施時期等も鑑みつつ、面接相談を行いました。
- ・ 面接相談の希望に関しては、お手紙相談用紙の中で尋ねる欄を作成しています。中学生の用紙として、相談内容を書かずに面接希望だけを出せる用紙を上記の通り、新たに作成しました。

③ 実施結果

<はぴくろのお手紙相談件数（実件数 115 件、延べ件数 228 件）>

お手紙 [実件数 111 件、延べ件数 145 件]、面接 [実件数 4 件、延べ件数 83 件]

※ 面接相談について、初回はお手紙相談で受けることが主のため、実件数は少なくなっています。

<年代別相談件数 [延べ件数] > 中学生からのお手紙相談が令和 2 年度より増加しています。

	小学 1 年	小学 2 年	小学 3 年	小学 4 年	小学 5 年	小学 6 年	中学生	計
延べ件数	20	23	25	48	55	35	22	228

<相談内容>

	(1) じめ	(2) 交友関係の悩み	(3) 子ども同士の暴力	(4) 金品等の被害	(5) 心身・性の悩み	(6) 学習・進路の悩み	(7) 学校生活での悩み	(8) 不登校	(9) ハラスメント	(10) 非行・問題行動	(11) 家族関係の悩み	(12) 子育ての悩み	(13) 経済的な悩み	(14) 虐待	(15) 教職員等の暴力・暴言	(16) 学校・教職員等の対応	(17) 関係機関の対応	(18) 行政施策・制度について	(19) その他	計
延べ件数	3	84	0	0	24	4	34	4	0	0	35	0	0	0	0	21	0	0	19	228

(3) 子ども専用オンライン相談

オンラインを用いた相談方法についての要望が、子どもたちから定期的に寄せられており、以前から検討を続けていましたが、コロナ禍において、子どもたちの心身の状態が心配だったこと、オンライン環境が拡充されたこと等あり、令和3年度は期間と対象を限定して、子ども専用オンライン相談を試行しました。

○ 試行概要

<期間>

- ・ 令和4年2-3月

<対象>

- ・ 市内中学校8年生（オンラインの使用に問題がないと思われる年齢を選択しました）

<相談の流れ>

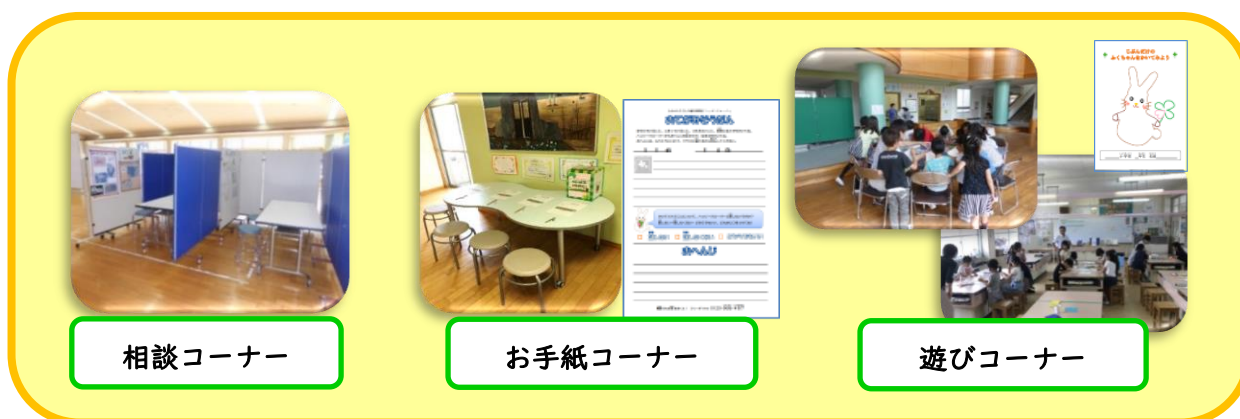
- ① 子ども専用オンライン相談の受付フォームへ入力（事前に対象生徒へ配布したチラシに受付フォームのQRコードを載せました）。フォームで尋ねる内容は「氏名・メールアドレス・オンライン相談希望日時3つ・その他」です。
- ② オンライン相談を実施する日時を決定し、オンライン相談に繋がるURLと共にフォームで尋ねたメールアドレスへ送付。
- ③ 当日オンライン相談実施。

○ 試行結果

- ・ 対象を限定しての実施であり、対象の生徒数が少ないこともありますが、2ヶ月間で寄せられたオンライン相談はありませんでした。子どもたちに伝わる説明・周知方法、受付フォームの簡略化等を検討し、全生徒への実施へ向けて準備をしていきます。

(4) 出張相談会（コロナ禍で休止中）

現在休止中ではありますが、コロナ禍以前は学校へ出向いての出張相談会を実施していました。またたくさん子どもたちと会える日を楽しみにしています。



4 子どもの権利救済・回復活動の実例

(1) 相談対応・調整活動の事例

※プライバシー保護のため、内容等は一部変更してあります。

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例① 本人 小学生 心身の 悩み	<p>[相談概要]</p> <p>はぴくろのお手紙相談にて、「色々なことで悩んでいるのが本当につらい」との相談がありました。本人のお話を聴きに行くと、うつむきながら声は小さく、とても元気がない様子があり、今悩んでいることとして、強い不安についての話が語られました。</p> <p>[ハッピークローバーより]</p> <p>強い不安について聴くと、色々な場面で「失敗するのでは?」「他の人から変にみられたり、怒られるかもしれない」などの不安が浮かんでくる→不安や緊張で学校での学習や活動が億劫になる→学校生活が楽しくなくなる→学校を休む日が増え、両親から学校へ行きなさいと言われてさらにつらくなる、という流れになってしまうことが多いとのことでした。</p> <p>最初の目標について尋ねると、「朝に両親に学校へ行きなさいと言われる時間がつらいから、学校に行ける日を増やしたい」とのこと。そのため、両親との関係には留意しつつも、まずは少し登校が楽になる方法として、学校内での居場所、つらい時に人に頼る方法、不安の軽減方法等について一緒に考えていきました。学校への協力依頼に関しては、「つらい時には保健室を利用したい」「不安なとき担任の先生にサポートを頼みたい」という気持ちはあるが、直接伝えるのは勇気が出ないとのこと、これらの気持ちを学校へ代わりに伝えました。担任の先生も、本人の元気がない様子を心配されていて、保健室の先生と協力しての見守り、こままっていることがないかの定期的な声掛けをおこなってもらえることになりました。</p> <p>その後の経過として、保健室という居場所ができ、担任の先生のサポートを受けながら、学校での活動を1つ1つおこなって行く中で、友だちと活動できて楽しかった、自分から先生に手伝ってほしいことを伝えられた等、すこしずつではありますが、良い経験ができたことについて語られることが増えていきました。先生や友だちといった強力なサポートを得る中で、活動時間が増え、良い経験や達成感を通して自信を培い、不安に振り回されてしまうことが少なくなっていった事例です。「時々話しながら気持ちを整理したい」という本人の要望により、その後も本人から相談を受け、定期的に見守りを継続しています。</p> <p>[補足]</p> <p>宗像市子どもの権利相談室「ハッピークローバー」では、子ども本人からの相談について、重大な権利侵害の有無に係わらず、『子どもが聞いてほしいと思っていることすべて』を相談対象としています。この事例は、不安でいっぱい安心して生きられない、自分らしく生きられないという状態から、どのように抜け出すかを一緒に考えていった事例です。</p> <p>子どもたちの本来持つ力というのは、なかなかにすごいもので、初回のとても元気がない様子から、周囲の支えを得て、活動にチャレンジをし、さらに自信や良好な関係を構築していき…と、どんどん変わっていく本人の様子を見守ることができたのは、とても素敵な時間でした。</p> <p>これからも、子どもたち自身が力を取り戻し、周囲との関係を改善していく、その過程を子どもたちの傍で支えていきたいと思っております。</p>

相談者 所属 主要内容	相談および調整の内容
事例② 本人と 保護者 小学生 交友関係の 悩み	<p>[相談概要]</p> <p>親御さんより、子どもが他の子からひどいことを言われたようで、学校へ行きたくないと言いつつ始めている。学校と保護者とは定期的に話をしているが、本人が悩みを話す場所が少ないため、はぴくろに本人の相談を聞いてほしいとの連絡がありました。本人から話を聞いた所、クラスメイトから言われた言葉にとっても傷ついており、学年が替わって間もないことから、頼れる先生もおらず、どうすればいいのかわからない状態であることが語られました。</p> <p>[ハッピークローバーより]</p> <p>本人から話を聴くと、クラスの中にみんなにひどいことを言うような強い子がおり、その子の物を踏んでしまった時に、強くひどい言葉を言われてしまったことがあったようです。以降教室に居づらく、だんだんと学校へ行きたくない気持ちも出てきているとのことでした。本人の希望としては、まずは学校で教室に入りづらい時や、気持ちが落ち込んだ時、どこか避難ができる居場所が欲しいとのこと。居場所となりうる場所について、前年度の担任の先生が好きとのこと、前年度の担任の先生と話せる時間を作れないか、はぴくろの方から、学校にお願いしてみることにしました。</p> <p>親御さんが学校へ相談をする中で、学校側としても、先生からの見守り、表情が暗い時の声掛け、つらい時の保健室の活用、SC・SSWとの面接等、本人を支える体制を検討してくれていました。そのため、まずは、はぴくろから前年度の担任の先生と話せる時間の件を学校へ伝え、今後の支援体制として、本人の意向をもとに、親御さんや学校とも協力しながら、本人を支えていくことにしました。</p> <p>その後の経過として、学校の見守りにより、クラスの強い子に少しずつ落ち着きが見られ、同時に前年度の担任の先生が時折、本人と話す時間をつくってくれたことから、徐々に本人の学校へ行きたくない気持ちに変化がみられていきました。教室へ居づらいという気持ちに関しても、怖い気持ちはあるが、それよりも、友だちと遊んで楽しみたいという気持ちが大きくなり、教室で過ごす時間が増えていきました。強い子へ対する気持ちに関しても、「自分もその子の物を踏んじゃったけど、わざとじゃないし、そんなにひどいこと言わなくてもよかったと思う」と語る事ができ、「またひどいこと言われたら、先生とか家族とかはぴくろに相談すればいいから大丈夫」と力強い言葉が聞かれたため、学校と親御さんにも本人が元気で過ごせていることを確認し、終結としました。</p> <p>[補足]</p> <p>宗像市子ども基本条例においては、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを推進していくことが宣言されています。</p> <p>この事例は、クラスの強い子にひどいことを言われ、傷ついていることで、安心して生きられない、豊かに育つ権利が保障されないという状態になってしまっている子について、親御さんから相談があり、継続して本人からも話を聴く中で、本人の要望を親御さんと学校へ伝え、一緒に本人を支える体制をつくっていった事例です。</p> <p>家族、学校、地域の方々など、市全体で子どもを支える体制をつくっていくことができれば、それに勝ることはないと思います。これからも、日々の活動を通して、子どもにやさしいまちづくりの推進に励んでいきます。</p>

相談者 所属 主要内容	相談および調整の内容
<p>事例③ 本人 小学生 先生と の関係</p>	<p>[相談概要]</p> <p>はぴくろのお手紙相談より、「周りに友達がいたし、ばれたくないから、会って事情を説明したい。」と相談がありました。本人と学校で面談をしたところ、2点相談がありました。1点目は、先生とのやり取りに関するモヤモヤの話で、他の学年の先生が「自分も廊下を走っているのに私たちだけ言うてくる。」「自分がしたことでないことをしたと言われるからモヤモヤする。」とのことでした。2点目は、「学校で先生に持ち物を預けた後から、不具合がある気がする」「お母さんにもまだ言えていない。」からどうしたらいいか困っているとの話がありました。</p> <p>[ハッピークローバーより]</p> <p>最初に面談にやってきたときは、元気のない様子でした。相談と一緒にいくことをクラスメイトに断られていることや先生に知られるのではないかなどという気持ちがあることを口にしていたので、相談してもいいのかという不安や葛藤もあったのかもしれません。</p> <p>話を聴いているうちに様子に変化があり、不安やモヤモヤの気持ちを発散するような内容から、今後どうしていくかの話がでてくるようになりました。一緒に今後の作戦を立て数日後の面接には「いいことがあったー」と大喜びで面談にきて、1点目のモヤモヤする先生の件は、昨年の担任先生に相談したいことを伝え相談に行く約束ができたこと。2点目の持ち物の件については、母親に相談し週末に修理に行くとのこと。を嬉しそうに伝えてくれました。面談の終盤には、「学校の先生かはぴくろの人になりたい」という夢を教えてくださいました。今回は、本人より先生には言わないでほしいという希望があったので、学校(教頭先生)には具体的な内容は伝えず、継続相談の希望があることや本人と母親の中で話し合いが行われ、気持ちが回復したということのみ伝えました。</p> <p>[補足]</p> <p>今回の相談は、相談することに不安のあるケースでした。自分の気持ちや今後、どんな方法があるかを本人といっしょに考え、モヤモヤを1つずつ解消できるようにしていきました。学校に「積極的な解決」を求めるのではなく、子どもたちの想いを尊重し、受け止め子どもが解決方法を選択・行動していくことに重きを置きました。相談者の気持ち以上に周囲が行動してしまえば、相談者が日常生活に戻れなくなってしまう可能性も考えられます。相談者も相手も日常生活が元気に楽しく過ごせるように「子どもたちが自ら気持ちを整理し対処法を見つけていく」ことをサポートすることも、おなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の役割だと考えています。</p>

相談者 所属 主要内容	相談および調整の内容
事例④ 本人 中学生 交友関係の悩み	<p>[相談概要]</p> <p>放課後、来所での相談がありました。「案内の看板を見てきた。」とのことでした。話を聴いてみると、ある友達との交友関係の話を中心に、その保護者、学校の先生の言動への不満も出てきました。「本当は縁を切りたい。」「友達の悪口に同調して、自分の意見を言えない。」「我慢を積み重ねたことで、熱が出た。」「先生に相談したが、納得いかない。」などそれぞれの気持ちや考えを話してくれました。</p> <p>次の日も同じ時間帯に来所があり、「証拠を持ってきました。」と一旦帰宅し持ってきたスマホを見せながらの相談でした。SNSでのやりとりについて「友達の返答が気に入らない」「相手がどう思うか不安」「相手の気持ちが知りたい」「直接会って話した方がいいと思う」など、それぞれの意見を出し合い、その場で気持ちを確かめ合っている様子が見られました。</p> <p>その後、1人での来所があり、交友関係の相談をゆっくり個別で行いました。</p> <p>[ハッピークローバーより]</p> <p>来所するまで、相談室の入り口前を何度も行き来している子ども達の様子があったので、声をかけてみました。するとしばらくして、決心がついたようで相談へやってきました。話を聴くと、「どう思います?」「~ですよ?」という発言が多く、気持ちを受け止めてほしい、誰かに話したいという思いが伝わってきました。「そうなんだ。」と頷いたり、相槌をうったりしながら傾聴し、話が一旦落ち着いたところで、モヤモヤがたまったときの発散の仕方を聴いたり、友達との関わり方について対策を練ったり、本人の想いと今からできることを整理して初回の相談を終えました。</p> <p>次の日は、友達との SNS でのやりとりをその場で見せ合ったり、スクリーンショットで転送し合ったりしている様子が見られ、交友関係を難しくしているようでした。それぞれの行動や言動の意図を考えながら自分自身の行動について考えられるよう促しました。SNS等の怖さや加害者になることもあることなどを踏まえ、自分の身を守る行動・言動について気を付けるべきであることも知らせました。</p> <p>[補足]</p> <p>集団での相談のため子どもたちの気持ちと建前が交差していました。第三者の大人が傾聴しそれぞれの補足をすることで友達同士の関係をつなぐ役割があったのではないかと思います。子どもの発言に同調するだけでは、子どもの権利を守ることにつながらないため、加害者にならないように、気持ちや行動の整理を一緒にしていくことも必要であると考えました。はぴくろは子ども達が安心して意見を出し合える場としても存在しています。</p>

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例⑤ 本人 小学生 先生と の関係	<p>[相談概要]</p> <p>はぴくろのお手紙相談より、先生の言葉や行動が気になる、学校にもいきたくない、と相談がありました。会って話しをしたいと希望があり、本人とその友人もいっしょに面談をしたところ、先生が「給食中にジロジロみてる」「マスクをはずして喋ってくる」「他の子たちが呼び捨てされている」など先生に対するもやもやを話しました。</p> <p>[ハッピークローバーより]</p> <p>最初は先生に対する不満もやもやがたくさんでてきました。しかし面接を重ねるうちに、先生に対する不満もやもやから、クラスメイトとの交友関係についてや、行事の不安など別の内容の相談もでてくるようになりました。</p> <p>新学期だったことから、新しい環境で新しい先生やクラスメイト、高学年という緊張感もあったのかもしれませんが、夏休みが近づき、2学期の面談の継続について話しをしたときに、「またなにかあったときに、お手紙を書きます」と言ってくれました。</p> <p>本人たちに許可をとり、教頭先生や養護教諭の先生に情報共有し、本人たちが悩んだときに、話しを聴いてくれる人を周りにおき、誰にでも相談しやすい環境を整えました。本人たちより、「保健室に行く機会がない…」との話もあったので、養護教諭から声をかけてもらうようお願いをし、本人たちからの発信を待つという形で一旦終結になりました。</p> <p>【補足】</p> <p>今回の相談は主に、学校の先生への対応に不満があるケースでした。先生がとった行動の意味や言葉の理由を本人たちといっしょに考え、もやもやを1つずつ解消できるようにしていきました。子どもたちの想いを尊重し、受け止めることはもちろんですが、学校に対しても「解決」だけを求めるものではなく、子どもたちと先生方と「一緒に考える」ことに重きを置きました。</p> <p>多くの場合、相談してもなお、悩みが生じた環境との関係はなかなか切れるものではありません。そのため、相談者の気持ちだけを受け止め、相手のことを非難してしまえば、相談者が日常生活に戻れなくなってしまう可能性も考えられます。相談者も相手も、日常生活が元気に楽しく過ごせるように「関係と環境を調整する」ことも、おなかつた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の役割だと考えています。</p>

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例⑥ 本人 高校生 学校生活の悩み	<p>[相談概要]</p> <p>本人より匿名の電話相談で「最近学校に行けていない」という相談がありました。</p> <p>詳しい話を聴いてみると、少し前に交友関係で傷つき、時間が経った今学校に行きたくないと思うようになり行かなくなった、友達にも相談しているし家族にも相談しているけど体がなかなか動かない、とのことでした。本人の望み・想いとしては、学校に行って友達と話したい、けど今はやる気がでないとのことだったので、これからできることを一緒に整理していきました。</p> <p>[ハッピークローバーより]</p> <p>自分の気持ちをたくさん話してくれたので、まずは傾聴しました。そこで、友達や家族にも相談をされていて、本人から「どうにかしないといけない」という気持ちの焦りを感じ、まずは、エネルギーが減っているときに、相談してくれてありがとう、とても頑張ったんだねと本人へ感謝の気持ちを伝えました。</p> <p>また、本人の望みである『学校に行きたい気持ち』と、『やる気がでない気持ち』の両方を大事にしたいと思い、今無理なくできそうなことを一つずつ整理していきました。</p> <p>①学校に行けていない期間中、先生との関わりや友だちとの関わりは家庭訪問や電話、SNSを通してできているとのことだったので、続けていけそうなことは無理なく、続けていくことに。</p> <p>②区切りがあると分かりやすい、と本人からの提案があったので、電話をくれた曜日から1週間は休息期間にして、次の1週間から週2～3を目安に行ってみるということに。大きく2つの考えてまとまりました。また②については、休んでいた分、いきなり体が動くと思ってしまうから自分のペースで調整していいと思うよ、と相談員からアドバイスも付け加えました。</p> <p>そして、また困ったときや、どうしていいか分からなくなったときに電話します、とのことと本人との電話を終了しました。以降、本人から連絡はなく今に至ります。</p> <p>【補足】</p> <p>むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」（以下：「はぴくろ」と省略）は、本人の望みがなるべく自身で叶えられるようお手伝いしています。今回の場合は、本人からたくさんの言葉がでてきたので、多くの気持ちを聴くことができました。しかしなかには、未来が見えにくい環境にいる子や周りの言葉や情報によって、自分で選択肢を決める・選ぶことが難しい子もいると思います。</p> <p>そのような子どもたちのためにも、たくさんの選択肢があり、最終的には自分自身で選んでいくことを支えていく必要があると考えます。「はぴくろ」は子どもたちが選ぶ未来を応援していきたいと思っています。</p>

(2) 救済申立て・発意

令和3年度に対応を行った救済申立て案件は1件、発意案件は1件でした。そのうち、申立て案件1件が終結、発意案件1件が継続をしています。終結した案件の概要を以下に記載します。

① 申立て案件〔終結〕

ア 申立て概要

子どもに関わる公的な機関が子どもへの聴き取りをおこなう際、子どもの権利を十分に配慮した適切な聴き取りがおこなわれたのか、疑問が残る点があるとして、今後の改善を求める申立てがなされました。

イ 調査・調整

調査活動として、申立人と公的な機関両者から、複数回聴き取りをおこないました。公的な機関として、子どもの権利に配慮していることが確認されましたが、調整活動として、申立人に意向を確認しつつ、さらなる改善点について機関へ提案し、両者間の調整を図りました。

ウ 終結の判断

公的な機関と改善点について共有することができ、改善に向け努める意向を持っていることが確認されたため、勧告・要請は行わず、申立人へ結果を報告し、終結としました。

(3) 救済委員会議報告（一部抜粋）

回	期日時間	内 容	決 定 事 項 等
1	4月9日(金) 10:30~12:30	・コロナ禍の活動について	・「はぴくろのお手紙相談」を継続、オンライン相談を検討する
2	5月14日(金) 14:30~16:30	・活動報告書について ・調査案件への対応について	・コロナ禍の活動について、広報の発行に続き、新たな相談様式を考える
3	6月11日(金) 14:30~16:30	・条例の改正について ・事例・案件への対応について	・条例改正については検討を継続 ・事例・案件への対応方針を決定
4	7月16日(金) 14:30~16:30	・Instagramの開設について ・市長への報告について	・アカウント運営の方針を決定 ・市長への報告日程を決定
5	8月20日(金) 14:30~16:30	・子どもの権利の日関連活動について ・事例・案件への対応について	・親子向け研修、図書館展示を行う ・案件に対する対応方針を決定
6	9月3日(金) 14:30~16:30	・幼稚園・保育所等での活動について ・夏休み明けの対応について	・学生ボランティアと共に活動する ・通信・インスタ等でメッセージを送る
7	9月30日(金) 10:30~12:00	・オンライン相談について ・事例・案件への対応について	・受付フォームを検討する ・事例・案件への対応方針を決定
8	10月15日(金) 14:30~16:30	・子どもの権利の日関連活動について ・事例・案件への対応について	・専門家インタビューを行う ・事例・案件への対応方針を決定
9	10月29日(金) 15:00~17:00	・アドボケートについて研修 ・子ども向けアンケートについて	・栄留委員より講話をもらう ・12月の実施に向けて準備をする
10	11月12日(金) 14:00~16:00	・図書館展示について ・子どもの権利の日関連活動について	・約2ヶ月間展示による啓発をおこなう ・研修内容について確認
11	11月26日(金) 14:30~16:30	・子どもの権利の日関連活動の報告 ・幼稚園・保育所等での活動について	・市民へ向けて講話をおこなった ・子どもの権利啓発の作成を継続
12	12月3日(火) 14:30~16:30	・1年間の活動について ・事例・案件への対応について	・途中経過から活動の方針を確認 ・事例・案件への対応方針を決定
13	12月24日(水) 10:30~12:30	・条例の改正・要領の作成について ・年度の成果と課題について	・改正について意見を伝える ・年度末に向けて調整をおこなう
14	1月14日(金) 14:30~16:30	・条例の改正・要領の作成について ・来年度へ向けた活動計画	・改正について意見を伝える ・活動の改善・追加について検討
15	1月28日(火) 14:30~16:30	・アンケート結果の報告 ・幼稚園・保育所等での活動について	・結果について確認し検討 ・啓発の作成を継続
16	2月4日(金) 14:30~16:30	・救済委員と相談員の職務の執行に関する要領の作成について ・事例・案件への対応について	・年度中に作成をおこなう ・事例・案件への対応方針を決定
17	2月25日(金) 14:30~16:30	・要領の作成について ・事例・案件への対応について	・最終的な検討 ・事例・案件への対応方針を決定
18	3月8日(金) 14:30~16:30	・要領の作成について ・来年度へ向けて	・要領の決定 ・新しい活動、活動の改善について検討
19	3月18日(金) 14:30~16:30	・来年度へ向けて	・来年度は活動10年目の年、再来年度10周年記念の年へ向けて準備をおこなう

※ 上記の救済委員会議に加えて、各救済委員との個別ケース会議を9回実施しました。

5 広報・啓発活動

(1) 活動概要

令和3年度は、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が、子どもの権利救済・回復活動を始めて9年目の年でした。コロナ禍の子どもたちへの影響が懸念されていることもあり、例年行っている子どもの権利や相談室の周知の内容を検討すると共に、インスタグラムで相談室のアカウントを開設するなど、新しい形式を用いた広報・啓発活動を行いました。

項目	実施時期	対象等	備考
配布			
リーフレット	4-5月	市内の小・中学校、義務教育学校、宗像中学校、宗像高等学校、東海大付属福岡高等学校	全児童生徒に配布（約11000部）
カード	4-5月		
はびくろ通信 第15号	5月		「はびくろのお手紙相談」の紹介
はびくろ通信 第16号	9月		相談できることについて紹介
はびくろ通信 特別号	11月		
はびくろ通信 第17号	2月		はびくろの活動に対する子どものアイデアを募集
はびくろ通信 お祝い号	3月	市内の中学校を卒業する子どもたち	
クリアファイル			
体罰防止ポスターの配布	9-11月	子ども・市民等	体育施設等へ配布、掲示を依頼
校内啓発活動			
小・中学校における全校生徒へ向けての校内啓発	随時	市内の小・中学校	オンラインやDVDを使っでの啓発
むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート調査	12月	市内の小・中学校に通う小学5年生と中学2年生	小学5年生884人、中学2年生862人、計1746人
イベント参加			
「宗像市子ども大学」でのグループワーク	11月	子ども・市民等	相談体験を通じたグループワーク
その他の活動			
子どもの権利に関する図書館展示	11月	市民等	子どもの権利に関する啓発
インスタグラムによる広報・啓発	7月-	子ども・市民等	子どもの権利・相談室の周知、子どもたちの気持ちが明るくなる内容

(2) リーフレット・カードの配布

4月中旬～5月の間に、宗像市内の小学校14校、中学校6校、義務教育学校1校、宗像中学校・宗像高等学校、東海大学付属福岡高等学校へリーフレット・カードの配布を依頼しました。

リーフレットについて、一部文言やデザインを変更しました。主な変更点は「新：話したくないことは、言わなくていいよ」「旧：親にも先生にもナイショにするよ」です。コロナ禍において、子どもの命に関わると思われる相談が増え、緊急対応として子どもの同意を得る前に関係機関と連絡・連携をとることが増えたことが背景にあります。

カードの大きさは、小学生の子どもたちが名札の中（裏側）に入れられるサイズとなっており、困ったときにはそれを見て、いつでも連絡できるようにしています。

配布リーフレット

配布カード

(3) 「はぴくろ通信」の発行

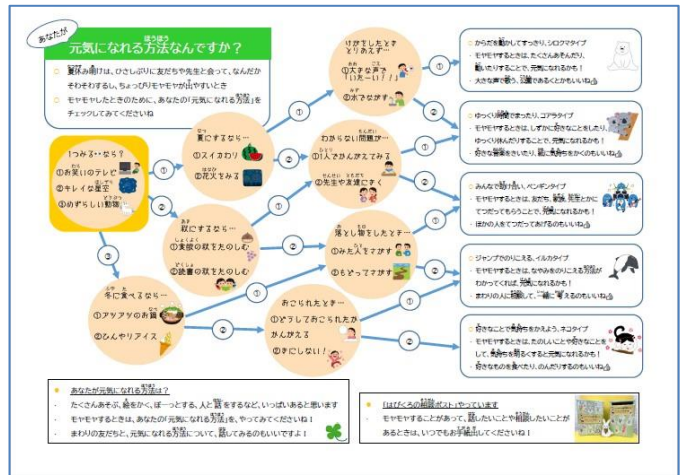
毎年数回、「はぴくろ通信」を発行しています。令和3年度は第15-17号を発行しました。内容としては、子どもの権利や相談室の周知だけでなく、見るだけで気持ちが明るくなる内容や、子どもたちが気持ちを表現できる場の提供等、コロナ禍に配慮した内容を中心にしました。

市内の中学校を卒業する子どもたちに対しては、例年通り、はぴくろの特別号と共に、オリジナルのクリアファイルを卒業式にて配布しました。

※ 令和3年度に発行した「はぴくろ通信（小学生版）」を下に載せています。中高生版含め、過去発行分の通信については、宗像市役所 HP 内に載せておりますので、参考にしてください。



「はぴくろ通信」第15号（小学生版）



「はぴくろ通信」第16号（小学生版）

はぴくろ通信 No. 17 2022年3月号

あなたの気持ちはいかがですか？

新聞は毎朝の配達員をしています。まだまだ届いていますが、これから少しずつ届かなくなりますね！
みなさんの「気持ち」はどのように変化していますか？春がくるのを楽しみにしている人、うれしいう人、すこし不安な人、さみしい人、人それぞれいろんな「気持ち」があると思います。あなたは、最近どんな気持ちになれていますか？

ごんごん、ももや、いはい、どきどき、さるる、もも、D.C.D.C.

「自分の「気持ち」を知ることで大切」
新型コロナウイルスの「影響」から、楽しみ減っていきか不安になったり、自分の家族、友達が病気になるのではないかと不安になったりすることもあると思います。
だからみんななにかと違うサインが見られても不思議なことではありません。

「もしもして、がんばりすぎずのサインもアリ」
どんなに頑張っても気持ちが落ち込んでくるのか、やる気がない
いつもより「怒り」でかい、イライラしてしまう
人や自分を責めてしまったり、物を壊してしまったり、ややませ〜 などなど。

みんなサインに気づいたらどう？
それは、あなたがたくさん頑張っている証拠です。
自分が気づかないうちに、涙れややませがやってきたのかも。

自分を責めたり、ひどい罪を認めてしまったり、
あなたの周りの人に迷惑を被る、友達、はぴくろにも相談してみよう。

はぴくろタイム はぴくろの活動は、2022年4月で 両年度をおくるでしょうか？ くれはうらたよ

むなかた子どもの権利相談室「ハッピーローバー」
【開催できる時間】 月曜日～金曜日 10時～午後6時30分
【場所】 〒811-3492 宮崎県東郷1丁目1番1号（宮崎県庁舎内）
【相談窓口】 電話で相談、来て相談、郵送で相談、FAX相談

はぴくろの活動を、
市役所の正課業務に設置しました！
はぴくろまでの道のりが
わかりやすくなりました！

いつも はぴくろ通信を みてくれて ありがとうございます。

祝 はぴくろの誕生、もうすぐ10周年！！

あなたと一緒に考えたい!!! みんながわくわく、うきうきするような
記念イベントをしたいので
みなさんからアイデアを大募集！
「はぴくろしたいこと」
「こんなはぴくろがいい」など
あなたのアイデアをもれおしえてください。

「はぴくろと一緒に授業をしたい！
はぴくろを学習してみたい！
ふくちゃんのファイルがほしい」 など

あなたのおもったこと、なんでもかいてね！

応募方法
「はぴくろお手紙ポスト」に
あなたのアイデアを入れるだけ！
市役所に持ってきてOK！
応募前にはポストの近くにもおいでよ！
しめきり：3月24日

「はぴくろ通信」第17号（小学生版）

はぴくろ通信 特別号 2022年11月号

11月20日は、子どもの権利の日

みなさん、「子どもの権利の日」を知っていますか？ 1989年11月20日、「児童の権利に関する条約」が採択され、採択日は、11月20日を「子どもの権利の日」としています。
多くの子どもたちが、子どもの権利について考えることができるとともに、さまざまな取り組みをしています！

家庭では、大人も子どもも4つの権利を守っています！

安心して生きる権利
● 神童はすれや、暴行をされずに
暮らしているということ

自分らしく生きる権利
● 自分で考えたり、決めたり
行動できるということ

誰かに一歩出る権利
● 学ぶこと、遊ぶことができる
● 好きなこと、話せることができる

意見を伝える権利
● 自分の気持ちや考えを大切に
されているということ

☆自分の権利が大切にされるように、ほかの人の権利も大切にしましょう！
☆あなたのことや、あなたの周りの人の権利が大切にされていないと感じたときは、保護者や友達、先生、はぴくろに相談してください！

むなかた子どもの権利相談室「ハッピーローバー」
水曜～金曜：月曜日～金曜日 10時～午後6時30分
水曜：10時～18時30分
☆子ども権利フリーダイヤル：0120-968-487 ☆おたごダイヤル：0940-36-0094

子どもの権利条約ミニクイズ
子どもの権利条約クイズ、あなたは正解できるかな？ Let'sチャレンジ!!
(答えは、いちばん早く書いてください！)

問題
子どもの権利はつなぐありかとは、どこですか？
①誰かに買わせる権利 ②食べさせる権利 ③自分らしく生きる権利
④安心して生きる権利 ⑤意見を伝える権利 ⑥守られる権利

子どもの権利チェックシート

□いのちが守られている、大切にされている
□神童はすれにされたり、暴行をされたりしていない
□自分の考えや意見を言ってもかまわない
□「自分らしく」暮らしてかまわない
□誰かからいじめられていない
□学ぶこと、遊ぶことができる
□自分の気持ちや考えを大切にされている、伝えることができる

☆はぴくろInstagramからお知らせ☆
●家庭でのホームページから、オンライン活動の予約ができるようになりました！
●InstagramにURLを載っています！
●オンライン活動や、ふくちゃんとお話できるコーナー、まよひのあしまる
など、よりたくさんのお話を開催しています！ぜひみてみてください。

「はぴくろ通信」特別号

はぴくろ通信 お祝い号 2022年12月号

はぴくろ相談員より、

ご卒業おめでとうございます！

いつも はぴくろ通信を みてくれて ありがとうございます！
みなさんと 出陣総会でも ぬりえやけん玉をして 遊んだこと
○クイズをして 子どもの権利について 考えたこと
そして 一緒に元気になれる方法を 話し合えたこと
どれも素敵な思い出です。
中学校を卒業しても、「はぴくろ」は みなさんを 応援しています。

話したいことがあるときは
これからも気軽に相談してくださいね。

はぴくろに相談したい時は？
● 相談先はまちまちです。
● 電話で相談をすれば、こちらから行くこともできます。

みなさんに「はぴくろ」を
お祝いします！！

むなかた子どもの権利相談室「ハッピーローバー」
〒811-3492 宮崎県東郷1丁目1番1号
（宮崎県庁舎内） 電話：子ども権利センター（総機）
FAX番号：0940-37-3046
宮崎県公式ホームページ
http://www.city.miyazaki.lg.jp

はぴくろ質問コーナー

● 卒業生子ども基本条約について
基本条約は「児童や子ども基本条約」ではなく、これはほかの国や地域から来た子どもたちを守る条約です、守っていくためのものです。

● 子どもの権利って？
安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、誰かに買わせる権利、意見を伝える権利、守られる権利
みなさんは生まれながらに、これらすべての「子どもの権利」を持っています。
大人も子どもも「子どもの権利」を大切にしよう！

● むなかた子どもの権利相談室「ハッピーローバー」って？
0～10歳の子どもの権利で悩んでいるお父さんお母さん（はぴくろ）です。
「権利」で悩む、「子どもたちに権利をどうやって教えるか」と悩むお父さんお母さん、
基本的にはどんな相談でも受け付けています。遠くの方は、相談してくださいね。

● 相談したら何をしてくれるの？
相談をしてくれた人の気持ちが軽くなる方法、一緒に考えます。
この思いや気持ちを受けての返答です。

相談先、こんなところがあります！
● 電話相談：0940-36-0094
● FAX相談：0940-37-3046
● 来室相談：0940-36-0094
● オンライン相談：0940-36-0094
● メール相談：0940-36-0094

みなさんに「はぴくろ」を
お祝いします！！



はぴくろクリアファイル

(4) 体罰防止のための活動

令和2年度に体罰に関する相談が寄せられたことを受け、以降毎年体罰を防止するための広報啓発をおこなっています。令和3年度は「はびくろ通信（第16号）」内で相談してほしいことの周知をおこない、併せて体罰防止ポスターを作成し、市内の子どもが利用する施設内に掲示しました。



令和3年度体罰防止ポスター

(5) 小・中学校での啓発活動

コロナ禍における新しい啓発形式として、オンラインや校内放送、DVD などを用いながら、市内小・中学校の生徒へ向けて啓発を行いました。



啓発スライド内容（一部抜粋）

(6) おなかつた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート

平成 26 年度以降、宗像市内の小学 5 年生、中学 2 年生を対象にアンケート調査を実施しています。令和 3 年度は、アンケートの実施形式を手書きではなく、タブレットでチェックする形式に変更して実施しました。

実施時期 令和 3 年 12 月 1 日（火）～ 12 月 24 日（木）

対象者 宗像市内の小学校・義務教育学校 5 年生 884 人
中学校・義務教育学校 2 年生 862 人

※ 令和 3 年度アンケート結果については、pp.41-45 を参照してください。

(7) 「おなかつた子ども大学」でのグループワーク

宗像市では、11 月 20 日を「子どもの権利の日」と定めており、その前後に、学校や関係機関等で様々な取り組みが行われます。その一つとして、子どもたちが様々な職種の大人から専門性について授業を受ける「おなかつた子ども大学」が開催されました。その中のブースを借り、親子参加型のワークショップを行いました。

テーマ はぴくろのお手紙相談 ～相談する・聴く人体験しませんか？～
子どもの権利相談員 中川誠也 石川美喜 井上麻衣

(8) 子どもの権利に関する図書館展示

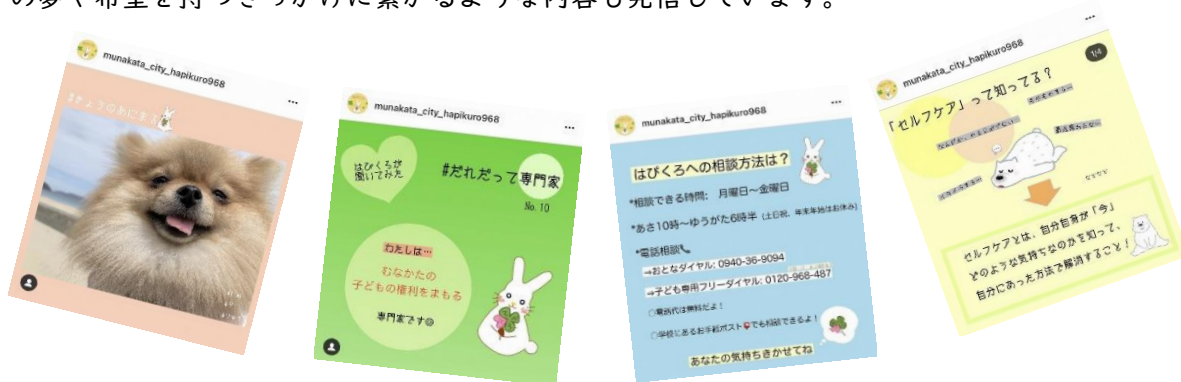
宗像市子どもの権利の日に合わせ、令和 3 年 11 月 1 日～12 月 10 日までの間、宗像市民図書館（中央館）において、コーナーを作成し、相談室の活動紹介やポスターの掲示と共に、関連した本の展示を行いました。展示する本については、図書館のご協力を得て、子どもたちが興味を持てる内容のものを選定してもらいました。

(9) インスタグラムによる広報・啓発

コロナ禍で子どもたちの心身の状態が懸念される中、「より相談室を身近に感じてほしい」「中・高校生の子どもたちにも相談してほしい」という思いのもと、令和3年7月7日に「はぴくろのInstagram」を開設しました。相談室や子どもの権利の情報だけでなく、見るだけで気持ちが明るくなったり、問題を乗り越えるヒントになるような内容も入れた広報啓発となっています。

○ 投稿内容について

- ・ はぴくろのInstagramは、毎週水曜日に投稿しています。
- ・ 相談方法や活動紹介に始まり、ストレス対処やセルフケアの紹介、かわいい癒し動物の紹介、クイズといったちょっとした遊び等、幅広いジャンルで投稿しています。
- ・ 最近のコーナーとして、様々な分野で活躍する方々にインタビューをおこない、コロナ禍で外の世界に触れる機会が減ってしまった子どもたちへ専門性や思いを届け、子どもたちが将来への夢や希望を持つきっかけに繋がるような内容も発信しています。



○ 運営状況

- ・ 投稿数の増加に伴い、「フォロワー」「いいね」「保存された投稿」の数が徐々に増加してきています。
- ・ 大人の閲覧も多いことから、大人への広報啓発にも繋がっていると思われます。
- ・ はぴくろInstagramでは、今後も投稿・コーナーを検討し、子どもたちのところに届く広報啓発に努めていきます。興味ある方は下記のQRコードから検索してみてください。



Instagram : @munakata_city_hapikuro968

6 令和3年度の総括と令和4年度に向けて

(1) 令和3年度の総括

令和3年度は、コロナ禍の活動が続きつつも、急激な生活様式の変容が求められた令和2年度と比較すると、オンラインが拡充される等、活動の可能性が広がる中で、情勢に合わせた形でどのような改善ができるのか、活動を全体的に見直した一年でした。

① 相談活動について

ア 全体的な相談活動

- 令和3年度の相談件数は、実件数179件、延べ件数541件であり、令和2年度の実件数181件、延べ件数596件と比較すると、実件数が2件、延べ件数が55件減少しています。
- 相談内容として、全体の相談対応件数(延べ541件)で見ると、交友関係の悩み(延べ138件)、心身・性の悩み(延べ73件)、学校生活での悩み(延べ68件)の順で多くなっていました。
- 相談者の内訳として、合計実件数179件の内、子ども本人が148件と、子どもの相談窓口としての在り方は継続しているように思います。また、令和2年度と比較すると、両親からの相談実件数が10件以上増加しており、子どもの支え方に悩む保護者が増加していることがうかがえました。

イ はぴくろのお手紙相談

- 「はぴくろのお手紙相談」による相談件数は、実件数111件(手紙107件、面接4件)、延べ件数228件(手紙145件、面接83件)と、令和3年度も多く相談が寄せられていました。
- 相談用紙に関して、子どもたちが相談しやすくなるよう、「字を書くのが苦手な子どもでも書ける絵付き用紙」「相談内容を書かずに面接希望を伝えられる中学生用面接予約用紙」を追加し、複数の様式を使用しました。

ウ オンライン相談

- 毎年子どもたちから、オンラインを用いた相談方法についての要望が寄せられていました。相談室の設立当初からFAX相談が0件であり、FAX機器が家庭からは減りつつあることも鑑み、FAX相談の代わりにオンライン相談を設置することを検討しました。令和3年度は、中学2年生を対象に3学期に限定して、オンライン相談を試行しましたが、相談はありませんでした。

② 調査活動について

ア 申立て・発意

- 令和3年度は、救済申立て案件が1件、発意案件が1件ありました。そのうち、申立て案件1件が終結をしました。
- 終結した申立て案件は、申立て依頼者と関係者へ調査をおこない、子ども本人の意向に沿って調整活動をおこなった案件でした。

③ 広報・啓発活動について

ア 活動の概要

- 宗像市内の小学校 14 校、中学校 6 校、義務教育学校 1 校に加え、県立中学校 1 校と県立高等学校 1 校、私立高等学校 1 校にリーフレットとカードを配布しました。
- 「はぴくろ通信 vol.15-17」「はぴくろ通信特別号」を「小学生版」「中学・高校生版」に分けて発行・配布しました。
- 中学校を卒業する子どもたちへ、「はぴくろ通信お祝い号」とクリアファイルを配布しました。
- 体罰を防止するための活動として、令和 3 年度は「はぴくろ通信 vol.16」の中で子どもたちへ相談を呼びかける内容に触れ、体罰防止ポスターを作成し、子ども関連施設へ配布しました。
- 生徒を集団で集めての啓発はむずかしい状況が続いており、オンライン、校内放送、DVD を用いて啓発をおこないました。教育現場でのオンラインの拡充に伴い、オンライン啓発の間に動画を入れ込む等、啓発内容について改善を図りました。

④ むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート

ア 実施方法の変更

- 教育現場でのオンラインの拡充に伴い、アンケートの実施を学校タブレットで回答する形式にしました。

イ 結果の概要

- 全体の 96.9%の子どもが「ハッピークローバー」を知っていると回答しており、例年よりもさらに高い認知率となっています。
- 悩みがある時、ハッピークローバーに相談してみようと思いませんか？という問いには、全体で 26.4%の子どもが「思う」と回答しており、令和 2 年度の 54.2%よりも大幅に減少していました。1 人でも多くの子どものために、相談してみようと思ってもらえるよう検討をしていきます。

⑤ 市民等への周知啓発

- 「むなかた子ども大学」の一角を借り、親子参加型のグループワークをおこないました。はぴくろの活動紹介と併せて、お手紙相談を通して相談する人と相談を聴く人の体験をしてもらいました。
- 11 月にある宗像市子どもの権利の日に合わせて、図書館展示を行いました。子どもの権利に関するポスターや本の展示に合わせて、子どもたちに興味を持ってもらえるような本も図書館に協力をもらいながら選定しました。

⑥ インスタグラムのアカウント開設

- 子どもたちが見るだけで元気になれたり、問題を乗り越えるヒントになったりする情報を届けたい、中学生以上の子どもたちにももっと相談室を身近に感じてもらいたいという思いから、Instagramでの広報啓発を開始しました。
- 毎週水曜日に更新をしており、投稿数が増えるにつれ、「フォロワーやいいね」の増加といった反響も出てきているため、今後も記事の内容を検討しながら更新をしていきます。

(2) 令和4年度に向けて

令和4年度も、当分はコロナ禍による影響が続くことが予想され、新しい形式での活動が主となってくるものと思われます。令和3年度に培った新しい形式の知見を活かしつつ、子どもたちの最善の利益のため、できる限りの活動をしていきたいと思っています。

① 相談活動

ア 活動について

- 令和3年度において、相談件数の減少や日常的な相談内容の増加等、子どもたちの状態に落ち着きがみられてきていると思われる反面、保護者の相談が増加していたり、子どもたちのいらいらが爆発するような心配な事例が定期的に寄せられていたり、一概に安心できるような状態ではないように思われたため、令和4年度も引き続き、子どもたちの相談については注意深く対応をしていきます。
- 「はぴくろのお手紙相談」を順次拡充し、市内小・中学校での全校実施を目指します。
- オンライン相談について、中学8年生を対象に2-3月におこなった令和3年度の試行においては相談がありませんでした。令和4年度の市内の全子どもたちを対象にした実施へ向けて、周知方法や実施方法について検討を重ねていきます。

② 調査活動

ア 活動について

- 令和3年度は、終結した救済申立て案件が1件ありました。令和4年度も、子どもの権利救済委員と共に、継続している発意案件含め、調査案件について検討していきます。

③ 広報・啓発活動について

ア はぴくろ通信について

- 令和3年度は、コロナ禍における子どもたちの心身の状態を考慮し、より気持ちが明るくなる内容を入れる、子どもたちが表現できる場を作成するといった工夫を凝らしました。令和4年度は10年目の活動ということもあり、令和5年度の10周年記念の活動へ向けた準備も含め、子どもたちの今の声を聴く内容を検討していきます。

イ 体罰防止の活動について

- 令和4年度以降も継続して体罰防止について、チラシ・ポスター等で市民へ向けて呼びかけていきます。

ウ 生徒向け啓発について

- オンラインの拡充により、各教室とやりとりをしながらの啓発や、動画を挿入しての啓発が可能となっています。より子どもたちのところに届く啓発を検討していきます。

- ④ アンケートについて
 - ア 実施方法と内容
 - 令和3年度は、紙媒体での実施からタブレットでの実施へと方法を変更し、アンケートおこないました。今後も情勢の状況を鑑みながら、実施の方法やアンケートの内容について検討していきます。

- ⑤ 市全体へ向けた活動
 - ア 宗像市子どもの権利の日（11月20日）関連行事
 - 令和3年度は「むなかた子ども大学」の中で、大人も子どもも参加できるグループワークをおこないました。令和4年度も、宗像市で執り行われる行事へ参加し、市全体への啓発に努めます。

 - イ 市民の方々への啓発
 - 子どもたちを守り、支えてくださっている家族や関係者といった、市民の方々にも協力をお願いし、共に「子どもにやさしいまちづくり」を促進していくため、令和4年度においても、講演会・活動報告会、図書館展示、啓発チラシ・ポスター等で、市民の方々への啓発に努めます。

- ⑥ インスタグラムによる啓発
 - ア 啓発内容
 - 子どもの権利や相談室の周知、子どもたちの気持ちが明るくなる内容、悩みを乗り越えるヒント等、子どもたちの状況に沿った啓発の内容について、今後も検討し、発信をしていきます。

たたかれていい子どもなんて、いないんだよ

宗像市子どもの権利救済委員
栄留里美

今年度も多くの子どもたちがハピクロに電話をしたり、お手紙相談をしてくださいました。宗像市の皆様のご協力にお礼を申し上げます。

今年はInstagramやオンライン相談・絵本の創作・市役所玄関からハッピークローバーに行く分かりやすい順路の掲示など、子どもたちにとって身近な存在機関になるよう努力した年だったと思います。若い相談員さんたちの得意分野を活かして頑張っていたいただきました。第三者機関とはいえ、役所であるため新しいことをするには壁も大きかったと思いますが、担当部署をはじめ行政の方々の理解も大きな役割を果たしていたと思います。今後も子どもたちにとって身近な存在になるよう一層の努力が必要だと思っています。10周年に向けてのイベントも子どもたちとともに創っていけたらと考えています。

さて、10周年といえば宗像市子どもの基本条例は今年で10年。昨年条例の一部が改正されこの4月に施行されました。大きな変更点は児童福祉法改正に伴う、体罰の禁止です。体罰とは具体的に何でしょうか？

- ・ 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
 - ・ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
 - ・ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
 - ・ 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
 - ・ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
 - ・ 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた
- これらは全て体罰です。

出典：厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」p5

このように理由があっても体罰はダメということが明確にされました。宗像市では令和元年10月に認可保育所の保育士(副園長)が子どもへの傷害容疑で逮捕された事件が起きています。厚生労働省のスローガンは「たたかれていい子どもなんて、いないんだよ」と書かれています。たたかれていい子どもはいません。基本条例に基づき、家庭・保育所・学校・地域活動の方々のご理解が何よりも必要です。子どもが尊厳をもっていきいきと暮らせる宗像市になるようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

「おしゃべり」のすすめ!?

宗像市子どもの権利救済委員

河内 祥子

はじめまして。宗像市子どもの権利救済委員の河内祥子といます。昨年度よりハッピークローバーの活動に参加させていただいています。

さて、2019(令和元)年に中国武漢で発生した新型コロナウイルス感染症により、瞬間に世界中が大混乱となりました。ハッピークローバーの活動も、この混乱に飲み込まれ、2020(令和2)年度に引き続き、2021(令和3)年度も予定した活動が思うように進みませんでした。まん延防止等重点措置等により、なかなか学校に訪問できなかつたり、出張相談会も休止するなど、もどかしい思いをしました。

一方で、7月からはInstagramで情報を発信したり、子ども専用オンライン相談をためてみたり、絵本の作成に取り組むなど、相談員と救済委員が知恵を出し合いながら、新たにはじめることができた活動もあります。

みなさんの2021(令和3)年度は、いかがだったでしょうか？
うまくいったこともあれば、思うようにいかず困ったこともあったのではないのでしょうか？悩んだこともあったのではないのでしょうか？

でもそれは、あなただけではありません。実は、私たちハッピークローバーも同じなのです。私たちの住んでいるところは、無人島ではないので、いろいろな人と出会い、関わりながら生活をしています。性格も考え方も違う人が集まって成り立っている社会ですから、必ずしも自分の考えたとおりにできるとは、自分が期待する対応をしてもらえとは限りません。

このような中にいるのですから、困ったことや悩みごとが出てくるのも当然です。ましてや、新型コロナウイルス感染症への対応が求められ、いす取りゲームなどの人と近づく遊びができなかつたり、おしゃべりしながら楽しく食事をするのができなかつたり、夏祭などのイベントが中止されたりする中では、なおさらのことです。私もそうなのですが、そんな時に、自分一人で悩みを抱え込んでしまうと、心がとても苦しくなったり、おなかが痛くなったりします。そこで、私は、家族や友達など「だれか」とそのことについておしゃべりすることにしていきます。私の場合、「相談」しようと思うと、改まった感じがして、なんだか緊張してしまい何を話したらいいかわからなくなります。そうすると「相談」することさえ嫌になってしまいます。だから、単にそのことについておしゃべりすることになっているのです。おしゃべりしているだけで、気持ちが楽になる気がしますし、解決の糸口がみえてくる気がするので不思議です。

もし、みなさんが、思うようにいかず苦しいのに、あるいは、なんだかよくわからないけれどもやもやするのになぜかおしゃべりたい「だれか」を思い浮かべることができなかった時は、ハッピークローバーを思い出して下さいね。お手紙や電話で連絡をもらえれば、幸いです。そんな時こそ、ハッピークローバーにあなただけの気持ちをきかせてください。

子どもたちにとっての身近な相談室

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

中川 誠也

私のはぴくろの相談員として関わらせて頂いてから、早いもので4年が経過しました。それまで条例や権利等に触れたことがなかった私は『子どもの権利相談室「ハッピークローバー」』という名前から、威厳のある言葉（権利相談室）と、可愛い言葉（子ども、ハッピークローバー）が混在する、カフェオレのような名前だなと思ったことを覚えています。カフェオレから優しいイメージを想像しているわけではありませんが、ハッピークローバーの1つの目標は『子どもたちに身近な相談室』で在り続けることなんだろうなという思いがあります。

このお仕事をする前、私は専門機関等で子どもたちの相談を聴くお仕事をしていました。子どもたちの相談を聴きながら、一緒に考えていく活動というのは、子どもたちの可能性が芽吹く瞬間を傍でみることができる、なかなか素敵な活動だと思います。ただ、専門機関等は、普段どうしても身近ではないため、重大な問題が明らかになってから来談される場合がほとんどです。子どもたちは長年の過酷な経験を通して心身共に傷だらけになっていますし、みなさん口を揃えて「今まで相談できる人は、ほとんどいなかった」と言います。

ハッピークローバーは、子どもへ身近に感じてもらうための要素で溢れています。その愛称“はぴくろ”もさることながら、可愛いイメージキャラクター“ふくちゃん”がいます。子ども向け相談会の実施や通信の配布等、子どもたちと関わる活動を積極的におこなっています。そして、子ども本人からの相談に関しては、「相談したいと思うことすべて」「どんなことでも」受けつけます。それらの要素は、1人でも多くの子どもたちに『相談できる人・場所』に選んでもらえたらという、代々の救済委員・相談員の切なる思いの積み重ねにより、形作られてきたものです。

コロナ禍において、「(友人・家族・先生など)も大変そうだから…」「みんな我慢しているから…」とまわりを気遣い、相談できない子が増えています。1人で悩みを抱え続け、ぼろぼろになってもなお、耐え続けている子がいます。そんな時、ふと「はぴくろになら相談できるかも」と思ってもらえる、そんな相談室になれば、これ以上に素敵なことはないように思います。まわりに相談できず、傷だらけになっていってしまう子どもたちを1人でも少なくしたい。子どもたちと一緒に切磋琢磨しながら、子どもたちが立ち上がっていく姿を傍で支えていきたい。そんな思いで相談活動を続けています。子どもたちが生まれながらにもっている『子どもの権利』と同じく、子どもたちが生まれながらにもっている『身近な相談室』として、今後も活動していければと思っています。

子どもの声を聴く第三者機関

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

相談員 石川美喜

私がむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」をはじめて知ったのは、以前働いていた幼稚園の玄関に置いてあるリーフレットです。正直、子どもの「権利」=「おかたいこと・難しいもの」というイメージで毎日素通りしていました。

6年教育現場で働き、もっと子どもが表現できる場・ひとりひとりが受け入れられる場が必要だよなと感じていたときに「ハッピークローバー」の活動に出会い、ご縁あって「ハッピークローバー」の相談員になりました。相談員として1年過ごし、私がこれまで抱いていた権利相談室という世界は大きく変わりました。簡単に言うと、「こんなに身近なんだ!」と実感したからです。

はぴくろの活動を知っていく中で、第三者が子どもの声を聴くということに徹することで子どもの権利が守られることに気づきました。身近な人にだから言いたくないこと、知られたくないことがあって、でも誰かに相談したいという思いから勇気を出して相談してくれる子ども達のまっすぐな言葉に、いつも私が考える機会をもらい、励まされる日々です。子ども達の少し前向きになった言葉を聴くと温かい気持ちになります。お手紙をくれた中学生の女子は、「お手紙を見たとき自然と涙が出ていました。きっと、うれし泣きですね。」とお返事をくれました。電話をかけてくれた中高生の男子は、「自分で解決しようと思ったけど、身近な人に相談してみようと思います。」と電話を切りました。幼稚園教諭ではなく相談員としてお手紙や電話、面談で子ども達の相談を聴く機会をいただき、第三者機関の役割の大切さ、偉大さを感じています。これまで、こんなに大切なことをなんとなくの理解で過ごしてきた自分を恥ずかしく思うと同時に、もっと子どもにも大人にも正しい第三者機関の啓発が大切だと思いました。子どもが相談してもいいんだと思えるよう、大人が協力することも重要だと思い、この1年あらゆる啓発に努めてきました。体罰防止ポスターの作成、インスタグラムの開設、市役所内に看板の設置、はぴくろ通信の発行、子ども向けの絵本作成などに取り組み、どれも明るいイメージ、ホットする情報をメインとし、子どもの権利を楽しく正しく伝えられるよう工夫を凝らしました。今後も、子ども達が相談してよかったと思えるよう、心と心で会話できる相談員でありたいと思います。

はぴくろの相談員になってみて

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

相談員 井上麻衣

私は宗像市に越してきて 18 年あまり、宗像市役所を利用したことは片手で数えられる程しかありませんでした。しかし、子どもの権利相談員として、市役所内で勤務を始めるようになり、ほぼ毎日利用しているのにも関わらず、時折館内で迷子になりながら…あっという間に 1 年が経ちました。

わずか 1 年しか在籍していない私ですが、宗像市のたくさんの子どもたちのおかげで相談業務の楽しさ、難しさを日々感じています。相談を通して、子どもたちと話し、時には学校の先生や保護者の方とも話し、毎日たくさんの人と繋がれる楽しさがあります。時には深刻な内容に悩むこともありましたが、救済委員の先生方、相談員 2 人の支えがあって乗り越えられた 1 年だったと思います。

今年は「はぴくろ通信」や「体罰ポスター」、宗像ユリックス内の「図書館展示」など、啓発活動に力を入れた 1 年でもありました。慣れないパソコンに苦戦しながら、どうすれば相手に伝わるものができるだろうと、何度も何度も作り直しました。特に、インスタグラムの開設は宗像市民に限らず、たくさんの方に「はぴくろ」を知ってもらう機会となりました。啓発活動は、たくさんの人に大切な情報を伝えることができ、考えるきっかけへとつなげることができる大事な手段です。これからも、子どもたちだけではなく、日頃から子どもたちを見守っている地域の方々の目にも留まるような啓発をどんどん考えていきたいと思いますので、ぜひ注目してもらえたらうれしいです。

また、とある日の面談で、子どもが「はぴくろは友達みたいな感じなんだ」と、うれしいことを言ってくれました。私がめざす、『子どもにやさしいまち』のイメージは、子どもたちが悩みや不安を抱えたときに SOS が出せ、その SOS に対して「だいじょうぶだよ」とやさしく声をかける大人が子どもの身近にいる環境です。

宗像市の子どもたちにとって、友達のように話せる身近な相談場所＝「はぴくろ」となれるように、そして、私自身も子どもたちから友達のように相談しやすい大人として思ってもらえるように、これからも成長していきたいと思います。

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に関する

アンケート調査結果

1. 調査の目的

本調査は、むなかた子どもの権利相談室の各種事業に対する子どもの意見を聴き、本市の子どもの権利保障の充実を図る一助とすることを目的としています

2. 調査対象・回収率

市立学校5年生 882/927人(回収率 95.1%)、8年生 799/870人(回収率 91.8%)
総数 1681/1797人(回収率 93.5%)

3. 調査方法

各学校へ協力を依頼。各生徒のタブレットにて実施

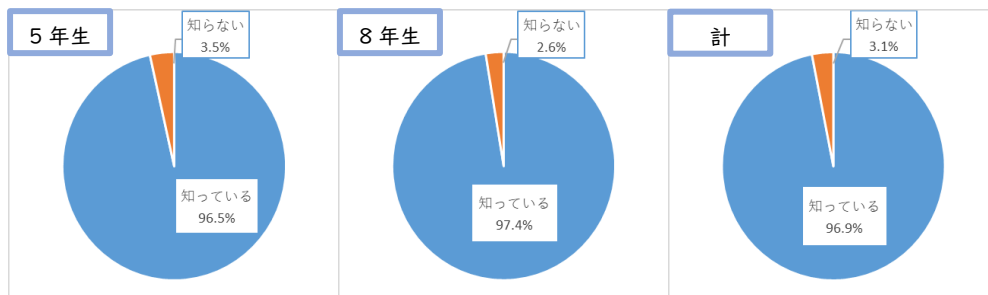
4. 調査期間

令和3年12月

5. 所感

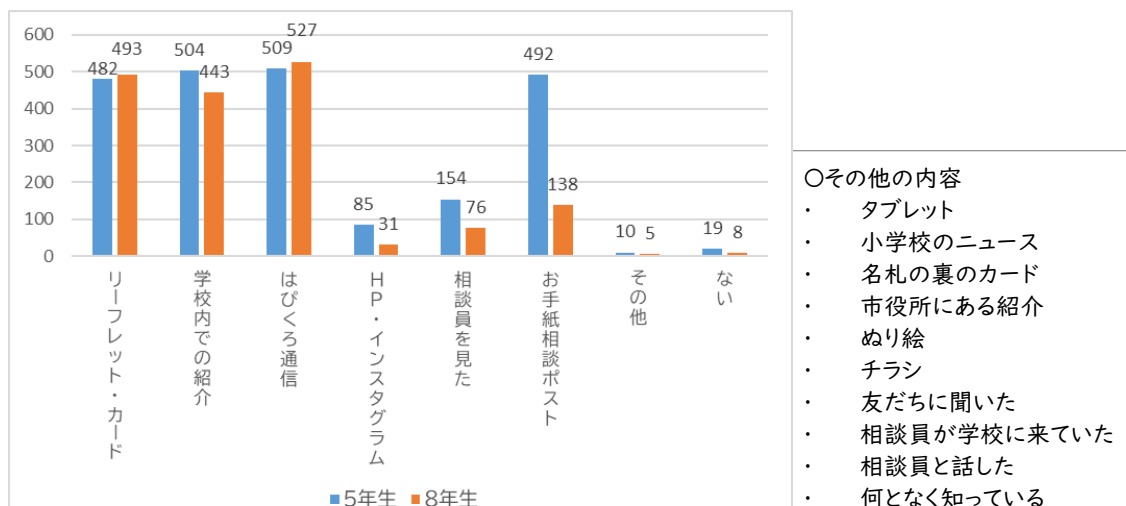
- はぴくろの認知率は96.9%でした。学校内での啓発・配布物が周知につながりやすく、3割程度の子どもたちが、悩みがある時には、はぴくろに相談してみようと思うと回答していました。
- 3割程度の子が今悩みを持っており、5年生は「友だち」「自分」、8年生は「勉強」「将来」の悩みが多いようです。相談相手については、友だち、親、先生と身近な人が多くなっていました
- はぴくろへ相談した感想について、4割程度の子が「相談してよかった」と回答していました。
- 宗像市子ども基本条例における、“子どもの権利”の認知率は85.3%でした。

① おなかつた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を知っていますか？



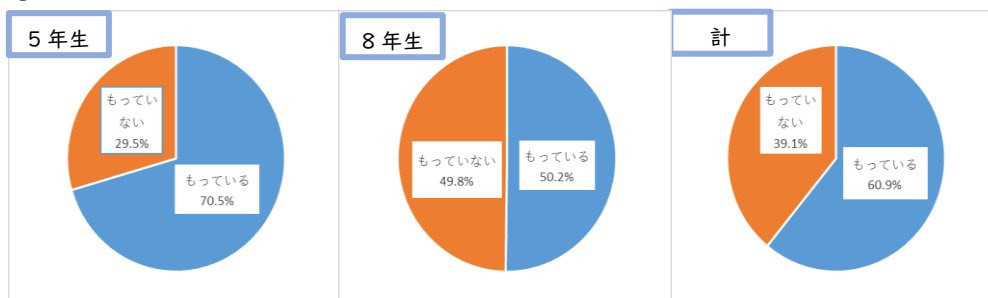
- ・ 全体 96.9%の子どもたちが、ハッピークローバーを知っていると回答していました。
- ・ 多くの子どもたちに認知し続けてもらえるよう、周知啓発を続けていきます。

② はびくろの紹介で、見たこと、聞いたことがあるものにチェックをつけてください(複数回答可)。



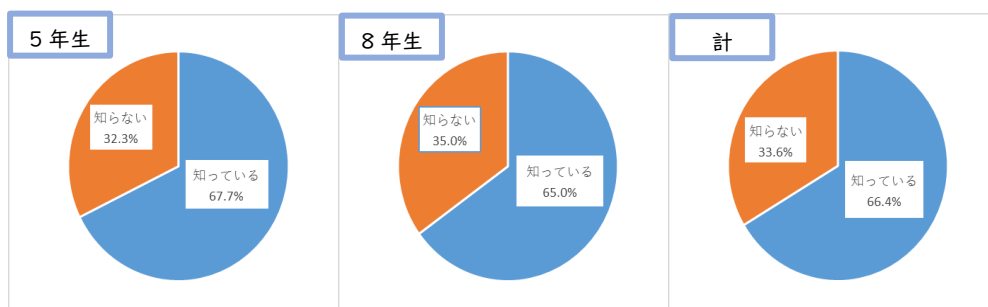
- ・ 「リーフレット・カード」「校内啓発」「機関通信」の紹介に触れる子が多いようです。
- ・ 5年生は「お手紙相談ポスト」の紹介もよく覚えてくれているようです。

③ はびくろが配っているカードを持っていますか？



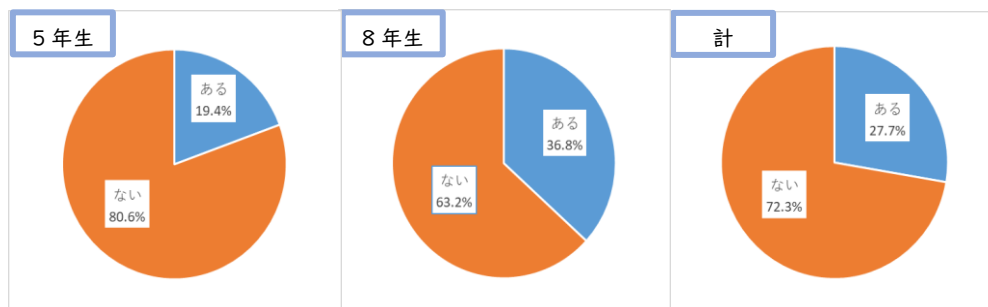
- ・ 全体60.9%の子どもたちがはびくろのカードを持っていると回答してくれました。
- ・ 名札の裏に入れてもらうこともあり、5年生の方が所持率は高いようです。

④ あなたが希望すれば、はぴくろと学校やコミュニティ・センターなどで、会ってお話できることを知っていますか？

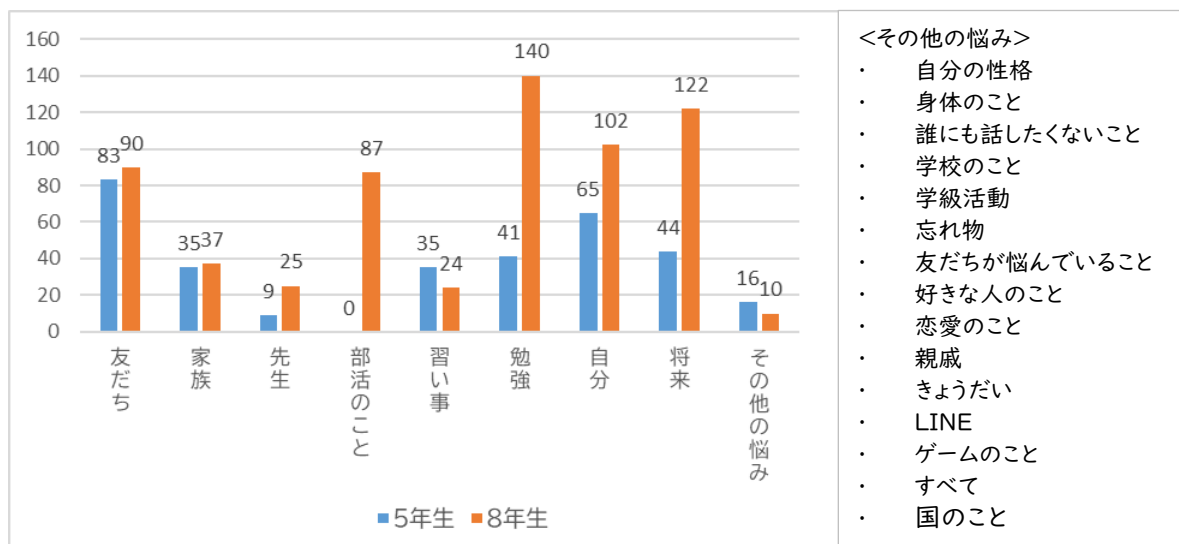


- ・ 全体の66.4%の子どもたちが、学校や外で相談できることを知っているようです。
- ・ 市役所への来所相談は敷居が高く感じる子どもが多いため、さらに周知を進めていきます。

⑤ あなたは今、悩んだり、困ったりしていることがありますか？



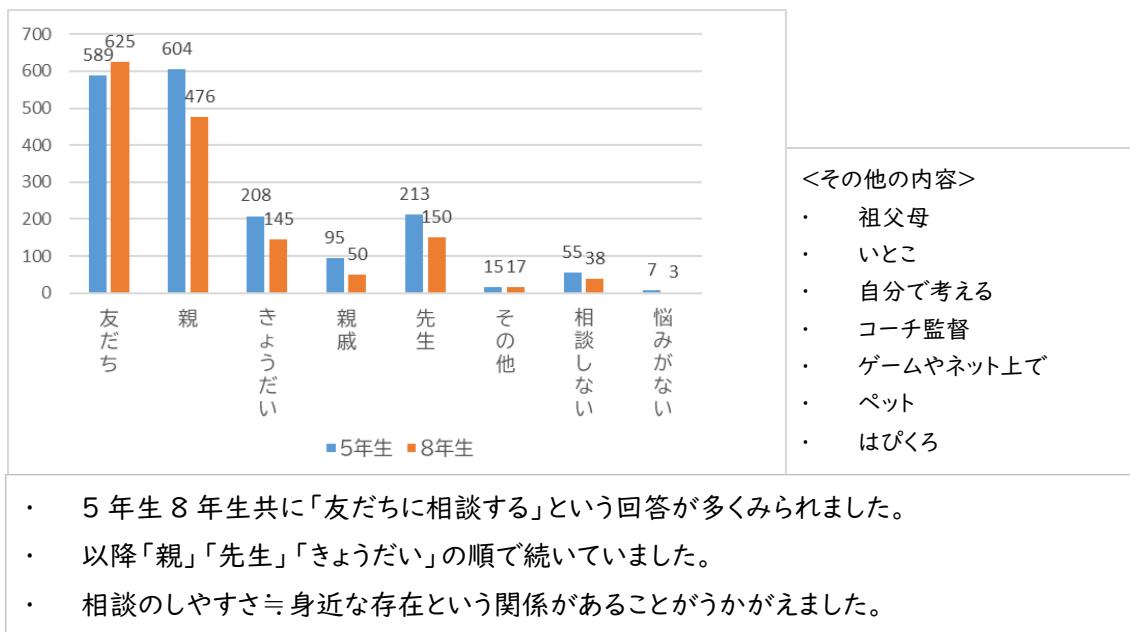
※ 「ある」とこたえた人へ、どんなことで悩んだり、困ったりしていますか？(複数回答可)



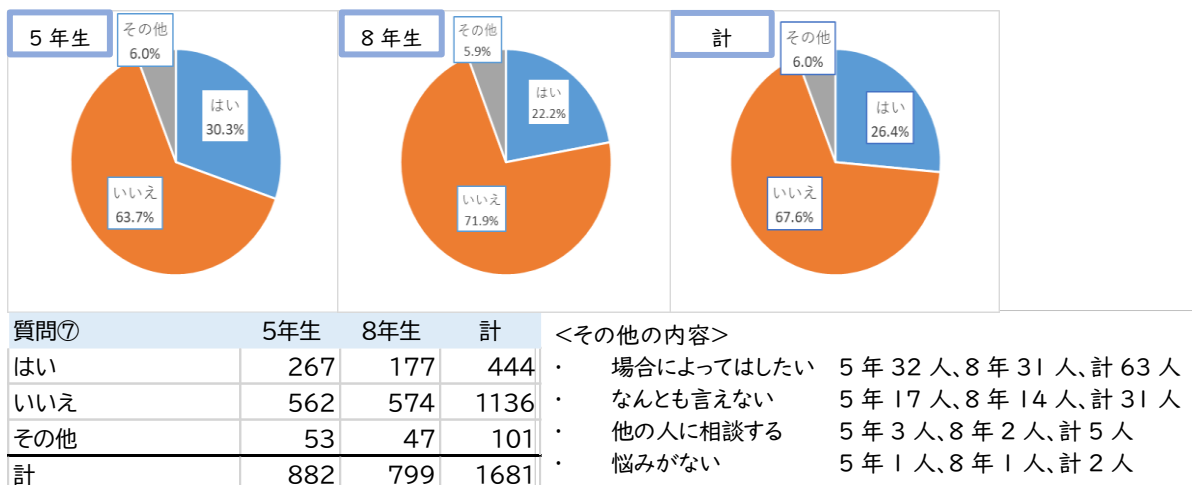
- <その他の悩み>
- ・ 自分の性格
 - ・ 身体のこと
 - ・ 誰にも話したくないこと
 - ・ 学校のこと
 - ・ 学級活動
 - ・ 忘れ物
 - ・ 友だちが悩んでいること
 - ・ 好きな人のこと
 - ・ 恋愛のこと
 - ・ 親戚
 - ・ きょうだい
 - ・ LINE
 - ・ ゲームのこと
 - ・ すべて
 - ・ 国のこと

- ・ 全体の約3割の子どもたちが、今悩みや困っていることがあると回答していました。
- ・ 内容として、5年生は友だちや自分についての悩みが多いのに対し、8年生は勉強や将来についての悩みが多くなっていました。

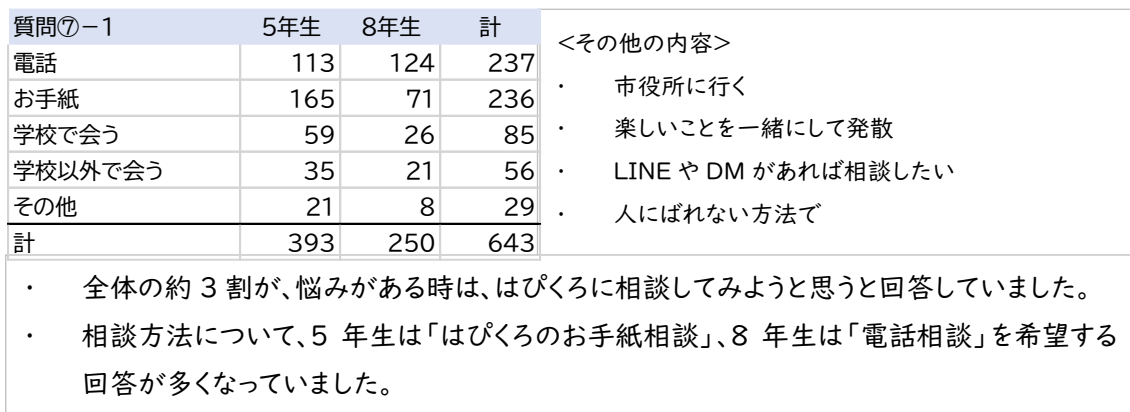
⑥ あなたは悩んだり、困ったりしているとき、だれに相談しますか？(複数回答可)



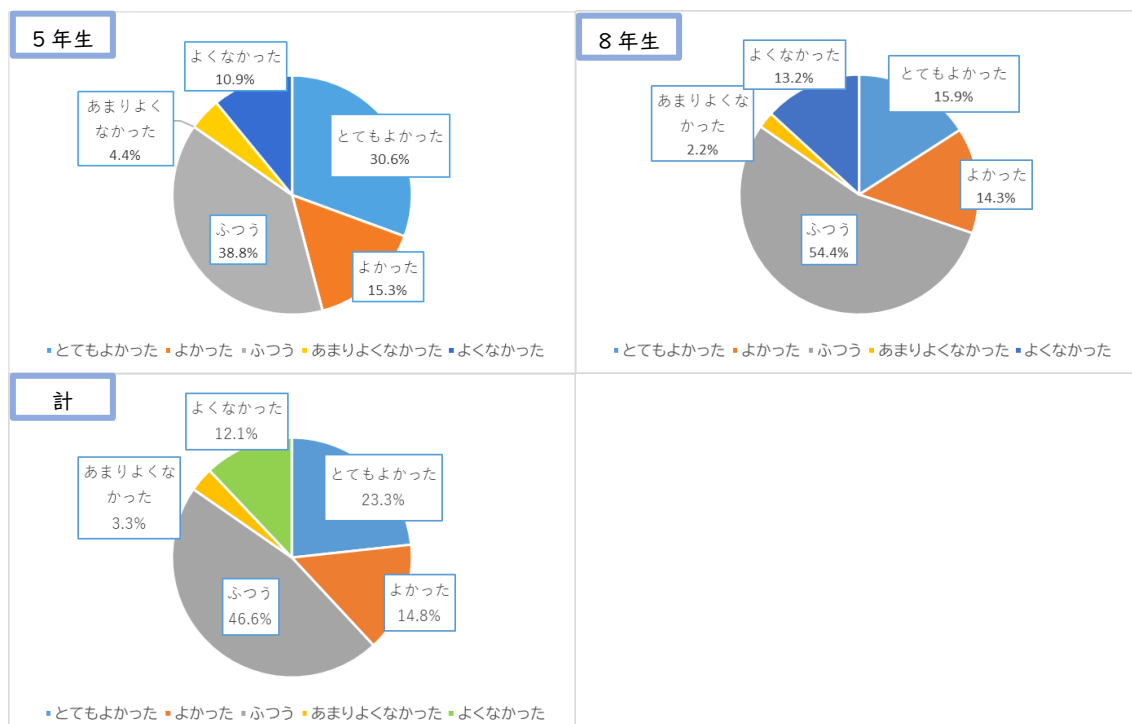
⑦ もし悩みがあるときは、はぴくろに相談してみようと思いますか？



※ 「はい」と答えた人へ、どんな方法で相談したいですか？(複数回答可)



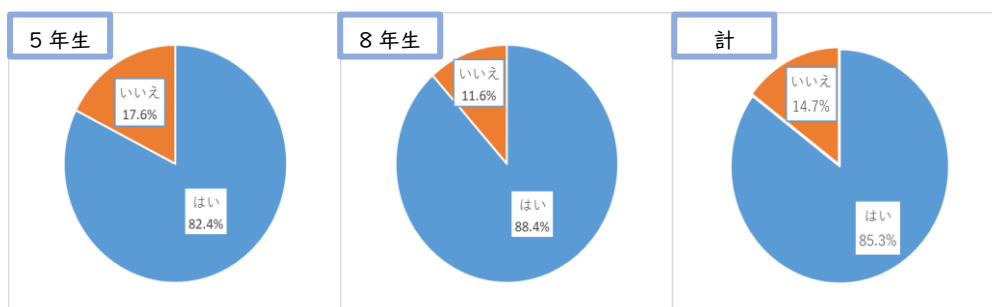
⑧ これまでに、はぴくろへ相談したことがある人にお聞きます。相談してみてどうでしたか？



- ・ 全体の約40%の子が「とてもよかった」「よかった」と回答していましたが、約15%の子が「あまりよくなかった」「よくなかった」と回答していました。
- ・ 1人でも多く子どもたちに“相談してよかった”と思ってもらえるよう、今後も相談の質の改善に努めていきます。

⑨ 『宗像市子ども基本条例』には4つの子どもの権利があります。みなさんは生まれた時から子どもの権利をもっています。このことを知っていますか？

※4つの権利＝「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「意見を表明する権利」



- ・ 全体の85.3%の子どもたちが、子どもの権利について知っていると回答していました。
- ・ 子どもたちが子どもの権利について知ることは、いじめや虐待等を初めとする、何らかの被害を受けている状況へ違和感を感じ、周囲に助けを求めるための基盤となります。
- ・ 今後も子どもの権利含む宗像市子ども基本条例の周知に努め、子どもにやさしいまちづくりの推進に尽力していきます。

宗像市子ども基本条例と子ども施策

(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯及び目的

① 条例制定の経緯

平成元年 11 月	国連総会で「児童の権利に関する条約※」を採択（11 月 20 日）
平成 6 年 4 月	「児童の権利に関する条約」を日本が批准⇒新たな国内法の整備なし
平成 10 年 12 月	「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」を制定（日本初）
平成 22 年 4 月	「子どもの権利に関する条例」制定を公約とした候補者が市長当選
平成 22 年 7 月	宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案作成を諮問
平成 23 年 9 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から、中間答申書提出
平成 23 年 10 月	パブリック・コメント（市民意見提出手続）を実施
平成 23 年 12 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から、最終答申書（条例案）提出
平成 24 年 3 月	市議会において条例制定議案を議決（全員賛成） 条例公布
平成 24 年 4 月	条例施行（子どもの権利救済制度は平成 25 年 4 月 1 日施行）
平成 25 年 4 月	子どもの権利救済委員を任命し、子どもの権利相談室設置

※「児童の権利に関する条約」についての外務省 HP での説明

「この条約は、今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取といった困難な状況に置かれている児童がいるという現実を目に向け、児童の権利を国際的に保障、促進するため、国連人権委員会の下に設置された作業部会において、多くの国連加盟国政府、国連機関等が参加し、10 年間にわたって行われた審議の成果です。この条約の内容は、特定の国の文化や法制度を偏重することなく、先進国であれ、開発途上国であれ、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有するものになっています。」

② 条例の目的

（目的）

第 1 条 この条例は、（※）児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

※令和 3 年度に追加（令和 4 年 4 月 1 日施行）

③ 条例への市民（子どもを含む）の意見の反映

○ 意見交換

- 子どもとの意見交換（平成 22 年 10 月 3 日）
宗像市次世代育成支援対策審議会委員と小学生から高校生までの 16 人の子どもと座談会形式で意見交換を実施した。
- 子どもに関わる団体との意見交換（平成 22 年 11 月 11 日）
宗像市次世代育成支援対策審議会委員が 5 団体 9 人と意見交換を実施した。

- アンケート調査
 - 宗像市子どもまつりにおける調査（平成 23 年 11 月 3 日）
子どもと大人それぞれを対象に実施した。（子ども 244 人、大人 252 人から回答）
 - 市立小中学校における調査（平成 23 年 1 月～2 月）
小学 5 年生及び中学 2 年生全員を対象に実施した。
 - 市民アンケート調査（平成 23 年 2 月）
「児童の権利に関する条約」の認知度調査を実施した。
- 意見募集
 - パブリック・コメント（平成 23 年 10 月 1 日～31 日）
15 通 127 件の意見が提出された。また、パブリック・コメントと並行して説明会を実施した。

(2) 宗像市子ども基本条例の特徴及び子ども施策推進体制

① 条例の特徴

- ※ 子どもの権利に関する総合的な条例の施行は、福岡県内では、志免町、筑前町、筑紫野市に次ぎ 4 番目。令和 2 年 10 月現在、全国 1,724 市区町村のうち 52 自治体（約 3.0%）が条例施行（子どもの権利条約総合研究所ウェブサイトより）。
- ※ 「前文」がある条例：市の特別な想いが入った条例といえることができる。（約 220 本の市条例のうち、前文があるものは 5 本のみ）
- ※ 「子どもの権利（第 2 章）」「大人の責務（第 3 章）」「子どもにやさしいまち（第 4 章）」を 3 つの柱として構成され、子どもの権利救済制度（第 6 章）についても規定した、子どもの権利に関する「総合的な条例」に分類される。

② 施策の推進体制

- 令和 2 年 3 月に「第 2 期宗像市子ども・子育て支援事業計画（第 2 期宗像市子ども基本条例行動計画を兼ねる令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年計画）」を策定し、事業を推進している。
- この行動計画の実施状況の検証等については、宗像市次世代育成支援対策審議会が担うこととされている（第 27 条）。

令和 3 年度 宗像市教育子ども部の行政組織体制

教育子ども部	教育政策課	政策係
		学務係
	学校整備プロジェクト室	推進係
	学校管理課	管理係
		給食係
	図書課	図書館係
	子ども育成課 ※宗像市子ども基本条例、第 2 期宗像市子ども基本条例行動計画及び宗像市次世代育成支援対策審議会の所管課	子ども育成係
		幼児教育保育係
		幼児施設支援係
		グローバル人材育成係
子ども支援課 ※宗像市子どもの権利救済委員の事務局	子ども支援係	
	子ども相談係	

		発達支援係
	子ども家庭課	子ども保健係
		子ども家庭係

(3) 宗像市子ども基本条例に基づく各施策

前述のとおり、「第2期宗像市子ども基本条例行動計画」の事業実施状況の検証等については、宗像市次世代育成支援対策審議会で行いますが、宗像市子どもの権利救済委員に対して、情報共有のために令和3年度の子ども育成課事業のうち、子どもの権利に係る以下の事業について報告・説明した。(条例の3つの柱に整理して、隔月報告)

① 子どもの権利（啓発）について

- 新規採用職員研修（27人）での条例研修について
- 「2021夏の課外授業 in むなかた事業説明会」における条例周知について
- 「令和3年度子ども会説明会」における条例周知について
- 「家庭教育学級開設説明会」における条例講座について
- 「子ども支援ボランティア養成講座」における条例講座について
- 福岡県弁護士会北九州部会への条例講座について
- 市立学校「宗像市子ども基本条例に基づく取組」の実施状況について
- 「宗像市子どもの権利の日」のぼり旗の掲示について
- 「令和3年度子どもの権利に関する講演会」の開催について
- 「令和3年度宗像市子ども関係施設職員研修会」における条例講座について
- 11/15号市広報紙への「宗像市子どもの権利の日」記事掲載について
- 庁内掲示板による市職員への「宗像市子どもの権利の日」の周知について
- 条例改正案パブリック・コメント実施について

② 大人の責務（市の役割）について

- 新型コロナウイルス感染症拡大による影響下での子ども関係施設（子育て支援センター、子育てサロン、保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育所、プレーパーク、中高生の居場所等）の運営について
- 大雨災害における子ども関係施設の運営について
- 子どもの権利の啓発について（上記①）

③ 子どもにやさしいまちづくりについて

- 宗像市次世代育成支援対策審議会開催（条例改正審議）について
- 子どもの居場所づくり（プレーパーク、中高生の居場所づくり、放課後子ども教室等）について
- 子どもの意見表明権の保障（中高生の居場所の愛称募集）について
- 子育て支援事業（子育て支援センター運営等）について
- 福岡県青少年健全育成条例に基づく立入調査等について

(4) 宗像市子ども基本条例改正に係る宗像市子どもの権利救済委員への意見聴取

宗像市子ども基本条例施行（平成 24 年 4 月）以降の児童虐待の防止等に関する法律の改正（保護者による体罰禁止）等の社会状況の変化に対応するため、子ども育成課では条例の一部改正を令和 2 年度から検討していたが、作成した条例改正案について子どもの権利保障分野の関係者からの意見を聴取するため、令和 3 年 5 月 14 日開催の第 2 回宗像市子どもの権利救済委員会議において、条例改正案及び改正理由について説明を行った。2 名の委員から、条例改正案に係る意見（改正箇所の追加等）が提出されたが、市で検討した結果、改正案は修正の必要がないと判断し、令和 3 年 11 月 12 日開催の第 10 回宗像市子どもの権利救済委員会において市の判断及びその理由等について説明を行った。

その後、宗像市次世代育成支援対策審議会における審議、パブリック・コメント等を経て、令和 4 年第 1 回市議会定例会へ条例改正議案を提出した。市議会による審議の結果、議案は可決され、改正条例は令和 4 年 4 月 1 日に施行した。

○宗像市子ども基本条例

平成24年3月30日

条例第13号

改正 平成25年3月28日条例第8号

改正 令和4年3月30日条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割（第9条—第12条）

第4章 子どもにやさしいまちづくり（第13条—第17条）

第5章 啓発（第18条—第20条）

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第26条）

第7章 施策の検証（第27条）

第8章 雑則（第28条）

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子も自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかり受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人とのふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にする心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合っ

めていくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18歳未満の者を除く。

ア市内に住所を有する者

イ市内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ市内の学校に在学する者

エ市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

- (4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。

ア児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設

イ学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校

ウ社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する各種施設

エその他子どもが関係する施設

- (5) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。次号において「法」という。)第2条の児童虐待をいう。

- (6) 通告 法第6条第1項による本市福祉事務所又は福岡県宗像児童相談所への通告をいう。

(責務)

第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

- 2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。

- 3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。
- 4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。
- 5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

第2章 子どもの権利

（安心して生きる権利）

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- （1）命が守られ、尊重されること。
- （2）愛情及び理解をもって育まれること。
- （3）温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。
- （4）平和で安全な環境の下で生活すること。
- （5）あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。
- （6）健全な発達を阻害する環境から守られること。

（自分らしく生きる権利）

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- （1）個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。
- （2）自分で考え、判断し、行動すること。
- （3）プライバシーが守られること。
- （4）子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

（豊かに育つ権利）

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- （1）学ぶこと。
- （2）遊ぶこと。
- （3）生活のリズムが守られること。
- （4）良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

（意見を表明する権利）

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- （1）自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ばす

機会が得られること。

(2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。

(3) 意思決定に参加すること。

(4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。

3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。

3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。

4 保護者は、虐待、**体罰**その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。

5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。

6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」とであると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。

3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。

4 市民等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

- 2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。
- 3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けてはならない。
- 4 子ども関係施設は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止に努めるとともに、子ども及び保護者が相談しやすい環境を整備しなければならない。
- 5 子ども関係施設は、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。

(市の役割)

- 第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。
- 2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。
 - 3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。
 - 4 市は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。
 - 5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

- 第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。
- 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の宗像市次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。
 - 3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

(子どもの居場所づくり)

- 第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じて、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。
- 2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めな

ればならない。

(子どもの意見表明の機会の提供)

第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日(以下「権利の日」という。)を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」という。)を置く。

- 2 救済委員は、3人以内とする。
- 3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。
- 4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれない。
- 6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

(救済委員の職務)

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
 - (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。
 - (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。
 - (4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。
 - (5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。
- 2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
 - (2) 人権について十分に配慮すること。
 - (3) 関係機関等と協力すること。

(救済委員に対する支援及び協力)

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

- 2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めるときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例（平成25年条例第8号）に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

(平25条例8・一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前3年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。

(準備行為)

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○宗像市子ども基本条例施行規則

平成24年12月28日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市子ども基本条例（平成24年宗像市条例13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(兼職等の禁止)

第3条 条例第21条第1項に規定する宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）には、次に掲げる者を選任することができない。

- (1) 衆議院議員若しくは参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員
- (2) 市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は救済委員の公平かつ適切な職務遂行に利害関係を有する職業の者
- (3) 市内の学校の教職員その他市の子どもの直接指導することを主たる職務とする職業等に現に従事している者又はその職を退いてから3年を経過していない者

(代表救済委員)

第4条 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、救済委員の互選により定める。

2 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、他の救済委員がその職務を代理する。

(救済委員会議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員会議を招集することができる。

- (1) 救済委員の職務執行の方針に関すること。
- (2) 活動状況の報告に関すること。
- (3) その他救済委員の協議により必要と認めること。

(子どもの権利相談員)

第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 条例第21条第3項及び第22条第2項並びに第3条第1号及び第2号の規定は、相

談員について準用する。

3 相談員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
- (2) 救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
- (3) 子どもの権利の普及に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。

(相談及び救済の申立て)

第7条 子ども、保護者、市民等及び施設関係者は、子どもの権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）の受付は、救済委員及び相談員が行う。

(申立ての手続き)

第8条 救済の申立てを行おうとする者は、文書又は口頭により次に掲げる事項を申立てることとする。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談等の状況

2 文書による申立ては、救済申立書（様式第1号）を用いるものとする。

3 救済委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、第1項の事項について聴き取り、口頭救済申立書（様式第2号）に記録しなければならない。

(調査)

第9条 救済委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査するものとする。

ただし、その申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 裁判等により確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において争訟中又は行政庁において不服申立ての審理中である権利関係

に関するとき。

- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは除く。
- (5) 条例又は規則に基づく救済委員又は相談員の行為に関するとき。
- (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
- (7) 申立てに具体的な権利の侵害が含まれないとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、救済委員が調査することが適当でないとき。

2 救済委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合又は条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども及び保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、救済委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

3 救済委員は、第1項ただし書の規定により調査を行わない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければならない。

(調査の中止等)

第10条 救済委員は、調査を開始した後においても、次に該当する場合は、調査を中断し、又は中止することができる。

- (1) 申立てが、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 申立人から救済申出取下げ書(様式第3号)が提出されたとき。

2 救済委員は、前項第1号により調査を中断し、又は中止したときは、申立人及び前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に対して、速やかに通知しなければならない。

(市に対する調査等)

第11条 救済委員は、市に対して調査を開始するときは、あらかじめ通知しなければならない。

2 救済委員は、調査のために必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市に資料の提出又は説明を求めることができる。

3 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための関係者間の調整(以下「調整」という。)をすることができる。

4 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(市以外のものに対する調査等)

第12条 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市以外のものに資料の提出又は説明を求めることができる。

2 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、市以外のものに調整について協力を求めることができる。

3 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(身分証明書の提示)

第13条 救済委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書(様式第4号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告などの実施)

第14条 条例第22条第1項第4号の規定に基づく勧告又は要請は、書面により行う。

2 救済委員は、勧告又は要請を行ったときは、その概要を申立人等に通知する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

救済申立書	年 月 日
（あて先） 宗像市子どもの権利救済委員	
（申立人） 氏 名 _____（ 歳） 郵便番号 _____ 住 所 等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり子どもの権利の救済を申し立てます。	
(1) 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____	
(2) 申立ての理由となった事実の概要 ①救済を求めることは、どのようなことですか。 _____ ②いつ、どこで、起こったことですか。 _____ *どのような問題なのかを(6)で説明してください。	
(3) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり] （ありの場合、その制度名を記入） _____	
(4) 添付資料の有無 [なし ・ あり （ _____ 枚）]	
(5) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 （ _____ ）]	
(6) 申立ての理由となった問題についての説明等 	
備考	

様式第2号（第8条関係）

口頭救済申立書 年 月 日	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第3項の規定により、子どもの権利の救済の申立てを口頭にて下記のとおり受け付けました。	
受付者 _____ 印 _____	
(1) 口頭により申し立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
(2) 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____	
(3) 申立ての理由となった事実の概要 ①救済を求めることは、どのようなことか。 _____ ②いつ、どこで、起こったことか。 _____ *どのような問題なのかを(7)に記述	
(4) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり] (ありの場合、その制度名を記入) _____	
(5) 添付資料の有無 [なし ・ あり (_____ 枚)]	
(6) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 (_____)]	
(7) 申立ての理由となった問題についての説明等 	
備考	

様式第3号（第10条関係）

救済申出取下げ書	年 月 日
(あて先) 宗像市子どもの権利救済委員	
(申立人)	
氏名 _____ (歳)	
郵便番号 _____	
住 所 等 _____	
電話番号 _____	
救済を必要とする子どもとの関係 _____	
学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
年 月 日付で申請した申立てについては、次のとおり取り下げます。	
取り下げの理由	
備考	

様式第4号（第13条関係）

1 宗像市子どもの権利救済委員

（表）

身分証明書					
号	横	2.5cm	第		
	縦	3.0cm			
職名		宗像市子どもの権利救済委員			
氏名		名			
生年月日		年	月	日	
有効期限		年	月	日	
上記の者は、宗像市子ども基本条例第21条第1項の規定に基づく宗像市子どもの権利救済委員であることを証明する。					
年		月	日		
印		宗 像 市 長			

5.5cm

9.0cm

（裏）

宗像市子ども基本条例（抜粋）	
（子どもの権利救済委員）	
第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。	
（救済委員の職務）	
第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。	
(1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。	
(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。	
(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。	
(4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。	
(5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。	

2 宗像市子どもの権利相談員

(表)

身分証明証		第
号	横 2.5cm 縦 3.0cm	
5.5cm	職 名 宗像市子どもの権利相談員 氏 名 生年月日	年 月 日
上記の者は、宗像市子ども基本条例施行規則第6条第1項の規定に基づき宗像市子どもの権利相談員であることを証明する。		
年 月 日		宗 像 市 長
印		

9.0cm

(裏)

宗像市子ども基本条例施行規則（抜粋）	
（子どもの権利相談員）	
第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。	
2 略	
3 相談員は、次に掲げる職務を行う。	
(1)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。	
(2)救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。	
(3)子どもの権利の普及に関すること。	
(4)前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。	

令和3年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿

職名	氏名	職業等
子どもの権利代表救済委員	藤田 裕子	弁護士 (福岡県弁護士会)
子どもの権利救済委員	栄留 里美	社会福祉士 (大分大学 専任講師)
子どもの権利救済委員	河内 祥子	教育関係者 (福岡教育大学 教授)
子どもの権利相談員	中川 誠也	臨床心理士 公認心理師
	石川 美喜	教員免許(幼・小・特) 保育士
	井上 麻衣	社会福祉士 精神保健福祉士
事務局員	本田 和徳	子ども支援課長
	萩野 賢教	子ども支援課主幹兼子ども支援係長
	幸住 瑠璃 (R3年4~5月)	子ども支援課子ども支援係
	小田 さくら (R3年5~9月)	子ども支援課子ども支援係
	神谷 祐子 (R3年9月~)	子ども支援課子ども支援係



『ふくちゃん』は子どもたちが応募した作品の中から子どもたちの投票によって選ばれました。『ふくちゃん』には、“全ての子どもたちに福ふくが来るように”という願いが込められています。

令和3年度 宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書

令和4年8月発行

発行 : 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室
住所 : 〒811-3492
福岡県宗像市東郷一丁目1番1号（宗像市役所西館1階）
電話 : 0940-36-9094
FAX : 0940-37-3046
子ども専用フリーダイヤル : 0120-968-487
宗像市公式ホームページ : <http://www.city.munakata.lg.jp>